

平成24年第8回平取町議会定例会 (開 会 午前10時00分)

副議長

皆さんおはようございます。本定例会は議長に事故があり出席できませんので、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行いますので、よろしくをお願いいたします。それでは只今より、平成24年第8回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、5番平村議員と6番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては9月13日に議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

本日招集されました第8回町議会定例会の議会運営等につきましては、9月13日に開催されております、議会運営委員会において協議し、会期につきましては、本日9月19日から明日20日までの2日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

副議長

お諮りします。只今議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日9月20日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日9月20日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成24年7月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に一部事務組合議会の結果報告及び郵送による陳情一覧並びに閉会中の諸事業について配付資料のとおり報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1点目、要望経過報告について。町長。

町長

それでは1点目の要望経過報告をいたします。要望項目沙流川総合開発事業平取ダムの早期完成について、要望先は道内の選出の国会議員、国土交通大臣ほかでございます。要望月日は8月30日であります。要望者は平取町長、日高町長で要望してございます。特に平取ダムの本体着工とともに、生活再建対策事業としての付替道路整備について強く要望をしたところでございます。また急遽要望したのは、沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場が進められておりますけれども、これまで、検証の中でも平取ダムの計画につきましては必要な民有地及び家屋の移転も既に完了しており、ダム以外の代替案と比較しても、安全度、コスト、実現性等の面からも最も有利な案

でございますので、次の段階として、政府の政策決定する登竜門であります、国土交通省の部門会議で最終的な政策協議がなされますことから、地元の選出の国会議員に、この専門部会に出席をいただきながら、ダム建設推進の後押しをしていただくように強く要請をしてきたものでございます。いずれにしても年内には総合評価案に基づき手続がなされ最終結論が出る予定でございますので、ご報告申し上げ、要望経過報告を終わります。

副議長 2点目、農作物の作況について。産業課長。

産業課長 農作物の作況について報告致します。資料1をご覧ください。作況状況、日高農業改良普及センター日高西部支所による9月1日現在の状況になります。水稻につきましては生育は順調に経過しており、平年対比でプラス2日となっております。牧草につきましては、雨が少なかったため草丈がやや小さい状況で、平年対比マイナス5日となっております。次にとうもろこしサイレージ用でありますけれども登熟は順調に進んでおり、平年対比でプラス7日となっております。次にトマトの出荷状況につきましては8月22日現在で8286トン、金額で25億8500万円ほどと前年対比では数量は増えておりますけれども、単価が下がっておるということで金額では7600万円ほどの減となっております。率では前年対比で97.13%となっております。次に水稻の品種別作付面積につきましては表に書かれている状況でございますけれども、きらら397、ほしのゆめ、ななつぼし、ゆめぴりかは前年より作付面積が減っております。おぼろづきが面積を伸ばしている状況でございます。ゆめぴりかにつきましては昨年と同程度の作付面積を予定しておりましたけれども、今年の春先にです、苗が焼けるというトラブルが発生をしまして、面積が減っている状況になっておりました、その分おぼろづきの方に面積が増えている状況となっております。また8月24日に行われました不稔調査では平取町全体で6.9%、去場で9.5%、貫気別4.3%と昨年より若干数値が高くなっておりますけれども、平取町では平年で8.6%という数字でございますので、できは良い状況でございます。最後に水稻作柄でございますけれども農林水産統計による8月15日現在の見込みで、北海道全体で「やや良」日高管内も「やや良」となっております。以上、農作物の作況についての報告を終わらせていただきます。

副議長 3点目、平成24年度平取町表彰者について。副町長。

副町長 行政報告3点目の平成24年度平取町表彰者について、資料2に基づきまして、ご報告申し上げます。平成24年度の各功労表彰者及び永年勤続表彰者の決定につきましては、8月29日に開催をいたしました平取町表彰審議会におきまして諮問を申し上げ、当審議会より資料2に基づきまして被表彰者の答申を受

け、町といたしましては答申のとおり最終決定いたしましたのでその内容につきましてご報告申し上げます。それでは区分ごとの被表彰者のお名前と功績概要についてご紹介を申し上げます。初めに、1の功労表彰者及び善行賞の、まず産業経済功労ですが、田中武吉様、山崎雄一様、古川實様の3名の方を決定をしております。まず田中武吉様でございますけども、昭和59年から本年2月に退任するまでの28年間にわたりまして、平取町森林組合の参事として、また広域合併後の沙流川森林組合の参事及び専務理事として町の民有林事業の振興発展に大きく貢献をされております。続きまして、山崎雄一様でございますが、平成6年から本年4月までの長きにわたり、平取町農業協同組合の理事を務められたほか、平取町畜産公社の取締役を務められる等、農業の振興発展に大きく貢献されております。続きまして、古川實様ですが、平成9年から平成24年4月までの長きにわたり、平取町農業協同組合の監事を務められたほか、沙流土地改良区の理事及び平取町農業青色申告会の会長を務められており、農業の振興発展に大きく貢献をされております。次に社会福祉功労ですけども、西島達夫様1名が決定をしております。西島達夫様は昭和62年にアイヌ協会平取支部の理事及び副支部長を25年以上にわたり務めるとともに、平成16年からは人権擁護委員、平成20年からはイオル専門委員会委員長を務められる等、アイヌ文化の振興をはじめ、人々の地位向上と生活改善に大きく貢献をされております。続きまして善行賞でございますが、2個人1団体の方を決定をしております。まず、二谷優吾君ですが、第43回北海道中学校バドミントン大会におきまして、ベスト4入りを果たし第42回全国中学校バドミントン大会に出場をしております。全国大会では1回戦で惜敗をいたしましたけども、同君は小学生から今日まで管内予選や全道大会を勝ち抜き数多くの全国大会に北海道代表として出場をしております。このことは町内のスポーツ少年団員に大きな夢と希望を与えるものであります。続きまして、平村太幹君ですが、第43回北海道中学校陸上競技大会の4種競技におきまして優勝するとともに、全国大会出場の標準記録を突破し、第39回全日本中学校陸上競技選手権大会へ出場をしております。全国大会では猛暑の中、持てる力を遺憾なく発揮をして見事10位の好成績でありました。同君は中学生になってから陸上競技を始めましたが、専門の指導者がいない中、不断の努力によってつかんだ栄誉であり、このことは多くの児童生徒の模範となるものであります。続きまして、平取義経剣心会様ですが、日頃の厳しい練習成果のもとに、これまで管内大会や全道大会で優秀な成績をおさめていますが、本年は、第36回北海道剣道錬成大会で優勝し、日本武道館で開催されました全国大会へ出場し、優秀な成績をおさめるとともに、第54回赤胴少年剣道錬成大会においても見事優勝を果たし、全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会へ北海道代表として出場が決定をしております。同一年度におきまして2度全国大会に出場できたことは、出場選手並びに指導者の精進の賜物であり、スポーツ団体の模範となるものであります。続きまして、2の永年勤続者ですが、上段から農業委員、消防団員、交通

安全指導員までの総勢で19名の方がそれぞれの勤続年数で表彰されますが、詳細のご説明は省略させていただきます。なお、功労者等並びに永年勤続の被表彰者につきましては、本年11月3日の文化の日に中央公民館において表彰することとしております。以上で平成24年度平取町表彰者についてのご報告を終了させていただきます。

副議長

以上で行政報告を終了します。
日程第5、町政執行方針を行います。町長。

町長

町政執行方針について説明。

副議長

日程第6、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。10番千葉議員を指名します。千葉議員。

10番
千葉議員

10番千葉です。本日は、以前にも質問を重ねてきた経緯があるんですけども、振内中学校の統合及び校舎老朽化のことについて質問を進めていきたいと思っておりますので、本日はよろしく願いいたします。既にご承知のとおり、平成15年に当時の平村教育長時代に学校教育環境の条件整備ということでスタートしたのがそもそもの統合に対する始まりかなというふうに認識しておりますが、当時は様々な教育環境を、教育論を中心にですね、どのような教育で臨んでいくことが正しいのか、そういったところからスタートしてきたわけですが、その間、豊糠の小中学校、それから荷負の小学校、そして今年の貫気別中学校の相次ぐ統廃合ということで進めてまいった経緯があります。ただし、振内中学校におきましては、地域住民あるいはその学校へ通学させておられます現役世代の親御さんたちの反対意見というのがまだ数多く存在をしていることも事実でございます。経過してきた年数も8年、9年、平成15年、16年からいきますと経過しておるわけですが、いまだ統合へ向けた最終的な方向性、あるいは議論というのがまだ確立されておらないのが現状でございます。また、その間にですね、耐用年数が既に限界を越えている振内中学校の校舎の老朽化に対しましても、私どもちょっと調査してみたら、昭和42年の8月に完成をして、今の中学校が建築されたという経緯もあります。生徒の安全面、このまま放置できないような状況でも今現在あります。昨日も学校の校長先生あるいは教頭先生と連絡をとって、校舎の老朽化、ちょっと視察をしてまいりました。見たところ、軒天いわゆる窓際から真下の軒天にあたる部分は、全面的に今現在、セーフティコーンを置きながら紅白のポールを立てて、安全ロープめぐらしているというのが今の振内中学校の実情でございます。つい最近も震度3クラスの地震があり、その時に、恐らく、落下したと見られるコンクリートの破片も昨日私確認してまいりましたが、本当に何もケガな

く犠牲者が出なかったということに対しましては、ほっとしてるのが正直なところでございますけども、様々な危険と隣り合わせで授業を受けているのが今の振内中学校の校舎の現状かというふうに認識しております。今までも、平成22年の第7回定例会、これは9月の定例会でございますけども、この老朽化の問題と、それから統合に向けた一般質問を教育長を中心に展開してきた経緯もありますけども、その間、どの程度地域においていって協議を進めてくれたのかなということが1点ございますけども、私が見てる限り、この統合問題、進展しないということだけで、あまり地域に足を積極的に運ばれていない、あるいは地域も、教育長を呼ばないから教育長も行く必要がないという認識があるのかどうかは定かではありませんけども、とにかく話し合い、協議というものがほとんど見受けられなかったという私はそういう認識でおりますけども、このままこの環境でずっと勉強さしていく、当然のことながら、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災における、様々な地震とか津波に対する危険をはらんでいる日本列島でございますけども、実は昭和43年、校舎ができた翌年なんですけども、十勝沖地震というのが発生いたしておまして、その時は恐らく、ちょっと調べてみたら震度5クラスの地震だったそうです。その時は、十勝沖地震。そういったものも発生しながら震度3、4クラスの地震は日常いつ起きてもおかしくない、ひょっとしたら震度5強あるいは6というような地震も全くこの地域は来ないという認識は持てない。どこにいてもいつ起こり得る規模の私は地震はこの平取町においても、そういった危険をはらんでいるというふうに認識しておりますが、教育長どうでしょうかね、今までそういった経緯のなかで、このままずっと姿勢を変えないで、統合ありきで、教育行政執行を進めていこうとしている教育長ですけども、このままでよろしいのでしょうか。私は、一定の時間はもう既に経過して、ただ、時間だけが経過しているように思われます。教育行政の立場から、今言った豊糠小中学校始め、荷負、貫気別の学校統合、これは、一定の評価をしてるところかなというふうにも思いますけども、あと残されているのは、この振内中学校をどのように将来、進めていったらいいのか。本当に統合ありきだけで進めていくことが正しい教育行政なのか、私は、疑問に思っているところが多々ございます。前に平成22年のときに、一般質問を9月で進めた経緯の中では、私も、議事録取りながら、2回3回教育長の答弁読み返しております。その中で、教育長は、その時点、平成22年9月の時点では、現状では私から姿勢を変えて臨む考えがないという発言をはっきりいたしております。今後も、そのような姿勢で臨んでいくのかなという、本当に不安でございます。それで逆に言うと、平成22年からその間、地域におきましても様々な話し合いの中で、やはり学校が統合されていくことだけが正しい選択肢ではありませんよ、小中の併置校、それから校舎の補修、改善、それから、極論を言うと木造でもいいから新しい校舎にして安全な環境で生徒を学ばせてあげたいという意見も飛び交っております。もちろん、その中では統合してもしょうがないんじゃないのかな、統合も賛成です

という方もゼロではありません。ただ、冒頭に申し上げたとおり、統合に反対している人は数多くいるというのが今の振内地区の現状でございます。根本的な方向を変えないで統合ありきでこのまままた数年、経過さしていこうとしているのか、あるいは1回、原点に戻って、この振内地区の統合問題をどのように進めていったらいいのか、もう一度スタートラインを変えてですね、協議をされていくものなのか、その辺のことも含めまして、教育行政としての今後の取り組みや、方針を伺いたいというふうに思います。

副議長

教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきます。前段、千葉議員からお話ありましたように、この問題については、千葉議員の方から過去数多くのご質問、ご意見をいただきながらきております。そこで22年の9月16日の定例会で、千葉議員から統合についての一般質問、このことについては前段、ふれられましたけれども、その中で、話し合いがこれだけ長い間持たれてこなかった理由は何なんだろうということのお尋ねもありました。今の話でいくと教育長はあまり足を運んでない、なおかつ相手も呼ばない。まあいろんな経緯があるんだろうけれども、話し合いが持たれてないぞというご指摘がございます。それで一般質問の後、3か月後の22年12月6日に振内地区の学校統合の検討委員会との懇談会、これがありました。このとき以前の懇談会からでいうと、21年11月9日、町長も出席しての懇談会でしたので約これも1年間という間を置いてやっと、懇談会が開催された。また、今ご指摘のように、22年の12月以降今日まで、1年9か月くらいたちますが、懇談会はもっておりません。振内地区との学校統合の検討委員会とはご承知いただいておりますとおり22年の12月までの間は大体7回くらいということで荷負、貫気別に比較をすると、非常に少ない開催であったことは事実です。懇談会の開催に当たっては、荷負あるいは貫気別と同じように、多くの開催をしていきながら、課題問題等を解決しての思いで教育委員会の方からは、積極的に働きかけをしながら多くの懇談会をもちながら、早い機会に懇談をと、こういう日程調整を重ねてきた経緯もでございます。私どもの対応のまずさ、このこともあったことは事実だろうと思います。振内地区の学校統合検討委員会、これは4つの振内地区の自治会から構成されているということもありまして、内部での日程調整等時間がかかる、あるいは振内地区での前回の22年のときにもなしてこんなに開かれてないの、ということについていうと、理由についてお答えをさせていただいているという経緯がありますが、そういう状況の中で、統合の話し合いには、当初の16年12月、1番最初の懇談会から、各地区もそうですが、統合ということについてのいわゆる教育条件整備あるいは統合かということについて言うと、当初から強い不信感といいましようかね、そういうものをお持ちのような状況でありながら、進んできた。私になってからも、そのような状況で、感情等

がという面では、払拭できない中での日程調整は、各地区もあったらうと思います。感情が行き来したりでの懇談、こういう状況も多く各地区ありました。このようなことも順調に振内地区でいうと、推移をできない要因になったんであろうかと思いますが、常に相当の期間があいてからの懇談会という経過であったことは事実であります。そのような状況にあって、遅きに失した感もありますけれども、検討委員会を通さずに、22年の12月以降、各地区、といっても2地区であります。長知内あるいは岩知志の自治会と教育懇談会という形で最近の教育関係の資料提供、情報等々を提供しながら、懇談をさせていただいておりますけれども、行き着くところ、統合の話、こういうことになったことも事実あります。そういいながらも、確たる方向なり結論の出たというものではございませんでした。おそらくご承知いただいているんだらうと思いますが、その後、中学校のPTAから、あるいは小学校のPTAからも、耐震化を求める要請なり、校舎改修に関する要望、こういうような形で出されております。これらについては、回答を文書ですということだけでなく、回答とあわせて懇談の機会を持てるようにという、お願いをしてきた経緯がありますが、中学校のPTAの役員会では、一部の役員から、お話の経緯も含めて強い反対で調整がつかなかったようで、それで懇談は持てませんという、PTAの方から、お断りをいただいってしまったと、こういう経過がありますが、残念ながら、教育委員会は文書で回答するだけ、こういうことになりました。また小学校PTAにも同じように、そういう思いでありましたけれども、中学校の経緯等々からいってもなかなか厳しいかなということで、文書以外で懇談を持つこともという、このことについてのお声掛けはしないで終っております。その時に文書回答では、学校統合が実現をしてより一層の教育環境の整備あるいは充実を図っていきたく、耐震の診断あるいは耐震補強、改築等の計画は24年から27年の総合計画においても、実施計画は持っておりません、ということ、それから今後ともこのことについてご理解をいただきたいというような回答をしながら、これらのことについては、各自治会長、あるいは振内地区の学校統合の検討委員会にもお知らせをしてきたというこういう経緯がございますが、また、これらの回答に対してはそれぞれが、特にご連絡、ご意見等を寄せられないで、今日まで推移しているという状況もあります。この辺がここ最近での、検討委員会あるいは各地区等々の懇談、話し合いの経緯であります。二つ目、校舎改築等とのことですが、今から2年前、千葉議員おっしゃってましたように、22年の9月の定例会の一般質問、教育条件整備方針、統合という考え方を改めて臨む姿はなり得ないと答弁したと、議事録を何回もお読みになったという話ですが実は私の方も22年のことですので、どういうふうにお答えをしているかというのは、実は私も再確認をして、今の話のように、統合という考え方を改めて臨む姿勢にはなり得ないとはっきり答弁をさせていただいております。もちろん回を重ねて話し合いがされていない、あるいは歩み寄りが見られていない話し合いのこういう経緯からいって、早急に統合の結論が

できると、こういうような認識をしてということでもないことも事実であります。また、統合ができなければ、当然にして合意ができなければ統合は、当然にしてできないということになりますので、その場合に、校舎の改築等をするという考え方、これらについても、私どもは持っておりませんというお答えをさせていただいておりますが、そういう状況の中で、平行線のまま、今ご指摘のように、いつまで続いていくのかという心配、もちろん、地域も私どもも含めてお互いにそういうものは持ち合わせながら、かと言って打開ができないできていることも事実かなと思います。実は、貫気別地区との統合の話し合いのときにも、統合に反対をしたら、危険な校舎を改築してくれるとこういうふうに理解をしていいんですねというその地域からの確認のことがありました。私の方のやりとり、説明の仕方もまずかったんだろうと思いますが、そういう誤解を与えたという経緯の中で、私どもは、統合することで是非、ご理解と承諾をいただき、また校舎の改築はしないでということをお願いしながら話し合いを続けてきてご承知いただいておりますとおり、ご理解をいただいて、統合に向かっの諸条件整備を含めてやってきたと。このことについては、22年の6月の議会での、経緯については行政報告をさせていただいている状況のとおりです。今ご指摘のように、震度3、4、それから先ほどのいわゆる落下の問題等々も含めていうとありますが、全国でのいわゆる公立の小中学校での耐震化率ってのは85%まで進んでいると、こういう状況の中で、耐震性の確保がされていないのは、報道によりますと、それでもその15%でいうと約1万9千棟に及ぶと。そういうことでいうと、そういう厳しい環境の中の一校であることは事実だと思います。それで、24年度から27年度までの総合振興計画なり教育推進計画においても、耐震化なり、改築という事業計画は持っていない、このことについて言うと、総合振興計画の審議会なり、この3月の定例議会での行政報告にも報告をさせていただいている内容ですが、この中でも議員各位からはそのことについての異論といたしましうか意見といたしましうか、提言このことではないといたしましうか特に触れなかったということになりましうか、それはわかりませんが、一切そこには出てきておりませんが、地元との合意はできていない、こういうことはありながらも、統合として校舎改築等はしないでの計画には、一定の議会承認をいただいたものかなと思いつながらも、ただそういいながらも、課題問題は多くあります。町長それから教育長はもっと努力をしていきなさいというそういうことであつたかなとも思つてはおります。しかしそういう状況に対して、今千葉議員おっしゃるように、反対が多くあるとこういうことですが、反対が多くあるということになるのか、自治会その他も含めて、違う動きがされていることが私ども十分承知をしてないというところもありますんで、この辺は私からお尋ねと言いましうか、お話をいただけるといふ状況も、あるんだろうと思いますが、統合に関しては、22年のときに答弁をさせていただいた状況で、私とすれば、今のところ変えるということでお答えできることにはなっていないということで、ご理解をいただきました

いと思います。以上です。

副議長

休憩します。再開は11時15分から再開します。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時15分)

副議長

休憩前に引き続き一般質問を行います。千葉議員。

10番
千葉議員

引き続き質問を続けさせていただきたいと思います。先ほどの教育長の答弁、じっくり私も聞きながらメモしておったんですけど、結論から言うと、今までと同じように、統合ありきで進みますよということですよ。それは結構ですけども、私、1番最初の質問の中身の中で申し上げたことは今後の考え方や取り組みを伺いたいということも含めてですね、このままいくということですけども、もし万が一、今現在、昨年あったような大震災、発生した時、生徒の安全、誰が責任持つんですか教育長、伺います。

副議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。今までと同じように統合ありきで進みますかということのお尋ねが一つですので、今のところ、そういう考えで進めさせていただくと、ということになるんだろうと思います。次に、震災等があった時に誰が責任持つんですかということですので、当然、震災が、この前のたまたま地震のように、どなたも昼間でなくて、在校してなくて、あとで調査をしながらという状況のことばかりとは限らない、当然にして昼間で授業中、そうすると、今の状況でいくと、恐らく耐震調査、道の目視でも震度5、6では耐震補強できない施設ですよ今こういうふうになっています。そうすると、5、6では今の耐震補強ができていない振中だけでなく、他の施設、いわゆる公的な施設も含めていうと、そういう意味でいうと、耐震補強がされてない危険なものであるということは事実なんだろうと思います。責任をとということになりますと、当然にして、そういうことが起こらないことを願いながらも、責任その状況でいうと、時々状況でどう判断するかということは当然出てくると思いますが、当然にしてその方針というか、統合について進んでいる時にそういう状況だとすると、町教育行政が責任を持つ、こういうことに当然なるだろうと思います。

副議長

千葉議員。

10番

それとですね今の回答、そうなんだろうとも思いますけども、そうならないた

めのね、やっぱり話し合い協議っていうのが必要じゃないですか教育長。先ほどの話、経過平成22年以降からの現在に至るまでの経過を見てみますと、回答を文書で地域から出されたこと含めてですね、回答を文書で送って教育長あるいはその教育行政側から足を運んで話し合い、膝を詰めた協議もなされない。あるいはその報告的なこともなされていないということであれば、これはもう話し合いのルールからいったら、私は話し合いというのはあるいは協議を進めていくということについては、お互いに信頼関係を持ってないと先へは絶対進まないもんだというふうに私自身ですよ、これは、認識をしておりますよ。ということは話し合いができる環境を整えていくということも、私はこの振内中学校の老朽化の校舎、それから統合については、やはりかなりうまい状況が続いてきた結果じゃないのかなというふうに思っておりますよ。それとただ単に教育長ね、総合計画に載っていないということだとか、それで今後も統合を進めていくと。統合を進めるということに対してやっぱり一定の話し合いが地元となければですね、進展しないですよ。このまままた校舎の老朽化含めてですね、棚上げになった状態で、もう築44年過ぎてるんですよ、あそこの校舎。このままの状態は何年引っ張るつもりでいるのかな。私は疑問ですよ。教育長。教育長の答弁に。本当に統合を目指していくという一本化で、教育行政として判断しているのであれば、やっぱり積極的に地域に足を運んでですね、地域の方と詰めた話でやっぱりやってって、それでも、理解してもらえないという結論がもし出たのであれば、やはり私最初に申し上げたとおりに、校舎の改築とか補強とかあるいは併置校のことだって議論されてしかるべきじゃないですか、そういうこともなしに統合ありきだけでこれだけ年数引っ張って、最終的に何かあった時に教育行政にも当然責任がありますよねみたいな答弁ではね、これ無責任ですよ。やっぱり詰めた話、もう統合問題、振中しか残ってないんですよ。町内、今言ったように豊糠、荷負、貫気別もう全て終了、1校だけの問題ですよ。無責任ですわ発言。やはりね、きちっとこれからの方針、それから行政としての考え方を地域におりてって、お話をしながら、それでも一定の時間しかもうない、とっくに時間過ぎてるんですね。7年8年簡単に経過したと言いますけども、その間に段々段々、先ほど言ったように、校舎の老朽化すごいですよ。当然のことながら、何回か見に来て、周りを確認しながら、中も確認しながらということはあると思いますけども、何も無い、起こらないでいること自体が、私はこれは偶然でしかないと思ってます。本当に何かあった場合、大変な問題になってくるのかなと。本当に様々な状況考えて、この統合問題、私自身も懸念をいたしております。先へ進めるような話し合い、あるいは一定期間話し合いで統合ができなかったということであれば、やっぱり小中の併置校も含めて、校舎の改築、あるいは木造、耐震構造も含めたですね、校舎の改めも含めてですね、地元と協議すべきじゃないでしょうか。もう地元に見てみたらね、今までの経緯を見てみますと、一定の時間はかけたけど進展がない、話し合いもなかなか統合ありきしかなしということであれば、地域とし

ては、ああ、もう独自でやっぱり動き出すしかないなということですね、先ほど教育長もちよっと言っていましたけれども、実は自治体単位でも、振内、岩知志、それから豊糠の自治体は統合について、自治会単位でもですよ、反対決議がもう既になされております。学校統合検討委員会というものを設けて今まで来てましたが、その時点、昨年から学校存続検討委員会にうつりつつあるんですよ。これも教育長、私よくわからないけどという答弁でしたけども、こういうことがわかってない事自体地域に来てないからですよ。もっと真剣にとられてくださいよ。

副議長

教育長。

教育長

ご指摘を受けたとおりにかなと思っております。今後の話が進展をしないと。地域とは多くの懇談の機会をあるごとに、教育委員会、私が持てないで、校舎の老朽化だけが進んでいくという、こういう厳しい環境で、今日まで来ていること。今、無責任というお言葉がございました。私もそのことについて言うと、職責は全うできないで、責任を深く感じて、大変申し訳ない、そういう思いでおりながら、進展をしていかないこの状況をお詫びを申し上げたいというふうに思っております。行政は、情勢状況等の変化の中では、計画の変更等を含めて見直したり、検討していくということが必要なときも当然あるんだろうと思います。反面、行政は継続であると、こういう強い思いの中でありますので、この統合問題については、振内、今の話でいくと独自で動き、反対の決議がということで、教育長がわかっていないこと自体がおかしいのではないのというお話、ある意味でいうと、そういう情報交換も含めて、適切なる資料提供、情報等をいただけない私の状況かなと思っておりますのでその辺も大変申し訳なく思いますが、そういう振内自治会等が、統合反対の組織体制を設置してそういう動き、こういう変化の中で、私どもも、体制、対応の再構築をしながら、町、教育委員会とも教育条件整備方針に従って、統合に向けて、努力をさせていただくと、こういうことに、当面はまた話し合えませんので、今のお答えしかできませんが、今後とも、議員含めて各地域の皆さんについては、関係機関、関係団体の皆さんにも、ご支援をいただきながらいきたいと思っておりますが、事実として今ご指摘のあった、そういうような状況で16年から話し合ったことが既に8年も経過をしてきたと。こういうことは事実であります。荷負、貫気別も話し合いの経緯でいつて決まるまでには、5年6年もたったということで、課題問題が多ければ多いほどなかなか簡単にいかないということと、でも、一方ではそういう危険な校舎を抱えながらきているということ、このことについて言うと、こういう統合と財政問題は我が町だけではなくて、ずっと日本全国いろんな状況で抱えるんだろうと思っておりますが、ただ、だからそれでいいということではなくて、今後とも、そういう状況で、地域の皆さんと親しく共有をしていける環境を作っていければと思っておりますので、その時には千葉議員も含めて

いろいろとご支援をいただければありがたいと思います。

副議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

語尾が強く出たことは私も反省しなくちゃいけないんですけども、本当に地域としてはね、切実な思いですよ。生徒を通学させてる親にも、実は私、1週間ぐらい、3、4軒の家を訪ねながら話を聞いたら、やはり緊急の課題はやはり校舎を何とかしてもらいたい。この統合問題がこのまま平行線をたどり、踊り場で足踏み状態してるような時間が長く続けば続くほど、子どもは危険な状態にさらされている。これはもう私は事実だと思ってますので、どうかその辺のことももう一度ですね、踏まえていただきたい。それと、実は振内の自治会と岩知志、豊糠と、まあ長知内だけがちょっと保留の状態でおそらく来年の3月ぐらいまでには自治体単位では学校統合どうしようかという問題含めてですね、結論が出てくるのかなというふうに思ってますけども、実は振内のある方と別な会合で懇親をした時にですね、現役のお父さんお母さん達だったんですけども、学生を抱えている家庭ですけど、一つは荷負とか貫気別の学校跡地、その後どういうふうに進んでるんですかと。全く再利用がなされないまま、校舎古くなって例えば貫中なんかそうですけども、取り壊して、地域の発展とか、活用方法を見出せないまま推移してるんでしょうか。それから、逆に荷負でいうとまだ築年数新しい立派な建物であると、これの活用方法についても、本当に真剣に町側は考えてくれているのだろうか。というような声も実はその懇談会の中で聞かれました。やはり振内地区も同じなんですよ教育長。振内中学校、仮になくなった場合、教育行政では、この中学校跡地の問題含めて真剣に取り組んでくれるのかな。何か手だてがそれにかわるものも提案されて来るという期待が持てないというですね、やっぱりこういうこともですね、教育行政に対する私は住民の不信感の一つだというふうに思っております。どうか今言ったことも含めてですね、今後の方針、取り組み、もう一度教育長の方から伺っておきたいですけども。確認になります。統合ありきだけで進まない地域の意見を聞いた中で、校舎の建替え、それから小中の併置含めて検討されていくというふうに理解してよろしいのか、あるいは今申し上げた中の状況の中でも、統合ありきだけで、地域と話し合いを一生懸命進めていくという姿勢だけなのか。お答えいただきたいと思います。

副議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。先ほどと変わらない、答弁になるだろうと思いますが、22年に一般質問で答弁をさせていただいたように、私の段階では、統合を変えて違う方針でということについて言うと、今の段階でと言いましょか、私では申し上げられませんので、こういう形で進めてさせていただきな

がら、次のステップへと思っておりますが、今のお話がありましたように、再活用、校舎の活用なり手だてなり等々の話もございました。豊糠も荷負も貫気別も、統合する条件で、その跡地利用等々がはっきり見えないと、そういう協議はしない、こういうお話ではなくて、統合という教育論の話と、こういう跡地利用等々については、改めて地域等々と、親しく懇談をさせていただきたい。こういう中で、それぞれの地域が理解をしていただいていた経緯があります。豊糠も、当初は今のような活用の仕方は決まっていたわけでありませぬ。統合が決まってからいろんな経緯の中で、今の活用方法になって。荷負、貫気別はまたそれぞれいろんな推移の中で、きていることは事実でありますので、仮に振内がそういう方向になったとしても、恐らく地域から当初は、統合なったらあの跡地はどうするんですかということも含めて、活性化を含めて、前段のやりとりで言うと、当然そういう思いでお話をされることは当然なんだろうと思っておりますが、現状では、その再利用、あるいは活性化等々のことについては計画しておりませぬ。以上です。

副議長

千葉議員。

10番
千葉議員

答弁ちょっとつかみどころのないような理解も私してるが申し訳ないですけど私の判断能力とか理解能力が足りないのかもわかりませぬけど。もう一度伺いますよ。統合はもちろんのことですよ。議題に上がって今までずっと統合問題。それに含めてですね、地元から理解を得られなかった場合、やっぱり最終的には校舎の修復や建替えも含めて、あるいは、小中を一校にした併置を含めてですね、そういったことを交えながら地元と協議を進めていく考えがありませんのかっていうことを聞いてるんですけども、お答えください。

副議長

教育長。

教育長

今、お話の中に一つ出た小中併置、これについても前回の22年の質問のときに、恐らく議事録確認されたらと思うんですが、そのときを含めて、現状で言うと、小中の併置についてしていく考えはありませんというふうにお答えをしたと思います。そのことについては、地域でも併置についての可能性を含めて質問要望等がありました。その時にも、小中併置校についてはできない、こういうふうにしてお答えをさせていただいておりますが、その後、千葉議員からは、今のお話のように、併置についての質問も前回、あったと思います。現状で言うと、今お話のように小中併置について言うと、その考えは現状ではございませぬ。それから統合と、統合できない場合、統合に反対したら、いわゆる地域が反対したら、統合はできませんというのが、各地区にお答えをしてきていることです。先ほど、独自の動きで自治会も反対へのという組織になってきたと、こういう状況でありますから、現状では統合できない、そういう状況

で統合についてぜひお話をと言っても、過去22年6月以降は、実質できる環境ではない状況がこちらの至らなさはありながらも、つくられてしまったのかなと思っております。それで言うと、統合反対だから統合という形のお話は、既に反対という組織ができてきたとすればその話がなかなかできないでいくのではないだろうか。じゃあ、今ある校舎を改築するの、新築するのという議論は、これについて言うと、また違う議論でなっていくんだらうと思います。たまたま、だからいいという意味ではありません。7月、8月ですか、教育委員会の全道大会があって教育委員の視察を当別町へさせていただきました。その時に、そこの校舎を見に行った訳ではありません。築75年の木造2階建ての校舎、こういう状況を見たときに、厳しいわが町の学校もそういう環境だという厳しさを痛切に感じながら戻ってきたことは事実であります。現状で言うと、次の方向へどうこうとお答えは現状では次の機会に改めてと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

前の平成22年9月の第7回定例会のときも同じような堂々巡りで最後は議論がもう進まないということなんですけど、ただね、何かあった時今の現状では教育委員会が責任持たなければなりませんねって耐震のお話じゃないですけど、そういうことでね、僕はね、それで答弁になってると思ってませんね。議論というのはね、だって地元でこれだけ反対がでてきてる中で、まあ地元の自治会もそういうことで反対決議ということが済んで、これ以上統合に対しては進展は見られない。だから改めて統合に対しては話し合いができません。というように閉鎖的なこう、なんというかな、意見になっちゃってるようにしか私教育長の答弁理解できないんですよ。そうじゃないんじゃないかな。校舎の改築とか併置校のことも答弁されてましたけども前回の答弁のときは、道内の小学校も、まあ前回の数字ですよこれ、大分数字変ってると思うんですけども、2年経過してるから。小中学校の中で小学校1241校あって、中学校657校あって、併置校は54校と、いう数字をきっちり教育長述べられてるんですね。私その答弁いただいたとき、だから併置についても、その時点では考えられないという答弁だったんですけども、そのことについてやっぱり調査とか研究とか、今一校の例で木造校舎の例教育長言ってましたけれども、やっぱり教育行政として地元を足運ぶ一つの資料としてですね、今の併置校の実態として、ここの学校はこういうことで教育を進めてますよというのは、資料提供一つぐらいあってもいいんじゃないですか教育長。そういうものが話し合いのきっかけに私はなっていくと思うんですけども、私の段階ではこれ以上進展を見ない、姿勢を変えて望む姿勢がないという、で、何かあった時は当然の事ながら最終的には教育行政で責任持たなくちゃいけないですねみたいな答弁、これはやっぱり無責任でしょう。私はそういうふうに思いますけどね。や

っぱり、もうここまで来たら、私は、地域にやっぱりまずおりてきて下さいよ。おりてきて下さいというか、地域の人たちを呼び出して下さいよ。それで今地域としてどういうことになってるのか、校舎の現状はどうなのか、あるいはその親御さん、現役の親御さんとも会って個別に話をするぐらいの意気込みもあっていいんじゃないですか教育長。さっき私言いましたよね、100%統合に反対するわけでもないんですよ地域としても。統合もあっていいんじゃないでしょうかという意見を持っている世帯ももちろんありますよ。ただ多数的にどうなのかと云ったらやっぱり未だ地域としては、統合に対する反対が多いということだけでございますけども。統合で話し合いができなければ、足を運びませんみたいなふうにもどうしても私はそういう理解をしてしまうんですね。教育長の答弁から。ほかに話し合うことはありませんみたいな感じで。それってやっぱり無責任じゃないですか。やっぱり何かあった時本当どうするんですか、このまま進んでいって。つい最近も報道番組で、老朽化した校舎の問題とか小規模校の問題もちょっと取り上げた特集的なものも放映されてましたけども、やっぱり、郡部の小さなへき地の学校が抱えてる問題というのはやっぱり共通して同じような悩みがあると思うんですよ。特に振内と本町の中学校。当然先に議論されてきたことで云ったら通学時間の問題とか、1番奥の、例えば今の現状から云ったら、岩知志とか仁世宇の奥から通学してる人がいますんでね。さらにこのまま校舎も直さない、統合ありきですべて進んでいかせようとしていることに私は一抹のやっぱり無理があるのかなというふうに思ってます。話し合いですから、もう今後1、2年の間にですね、結論を出していくような方向、なぜ1年、もう本当は1、2年どころかね、私はもう即座に見直しをかけながら、地域の要望も聞きながらですね、やっぱり入り込んでった話し合いの上で、今後の方針というのを決定してもらいたいと思うんですよ。もう何回も答弁繰り返してますけども、教育長、私の段階では姿勢を変えないということだったので、じゃあ誰の段階で姿勢を変えるんですかね。これは財政の問題ももちろんあるの私承知してますよ。平取町大変な状況の中で、財政運営やっていると云うのも、これは私も議員9年以上やってるんでわかりますよ。そういう問題じゃないんですよ。地域の意見てのがあってくみ上げて、受けとめていくんですかっていうことですよ、原点。今後どういった状況にせよですね、統合ありきだけで進むことは、子どもの安全に対して全く目を向けてないということになりますよ教育長。やっぱり地域から様々な意見くみ取って、総合的に判断していく、それに対して地域と理解を得ていくというのが、私は、施政の根本かなというふうに思ってますんで。ぜひ統合ありきだけで進まないで様々な意見聞いてですね、地域と接触してみてください。これがやっぱり限られた時間で、残された時間で、私は1年、あるいは最大時間かけても、今の校舎の現状から云ったら2年ぐらいしかもたないと思ってますんで、これ以上生徒を危険にさらすことなく、この統合問題、校舎の老朽化問題、進めていくことを約束してください。答弁求めます。

副議長

教育長。

教育長

お答えをいたします。お答えする内容がいろいろあるのかなと思いつつも、23年度から改めて申し上げますと、荷負小学校が、あるいは今年度から貫気別中学校が統合になりました。貫気別中学校も、振中と4、5年しかかわらない中での耐震化をされていない老朽校舎でありました。その危険と責任を対比をし、今は児童生徒が、今通学距離の問題でお話ございましたけれども、子どもたちがそういう心身ともに負担厳しいそういう環境の中、通学に時間がかかる中にありながら、学業あるいは部活、生徒会活動、あるいは保護者、平中の仲間、教職員ともども、明るく、さわやかに頑張ってくれてるこの姿を見ると、私は、今の環境で危険校舎のことの対応はもちろんありますが学校教育条件整備方針に、統合という形で進んでいけることが大変ありがたいなと私は今も思っております。そういう状況で支援を過去いただいてきた自治会、保護者等々もあります。地元で言うと、丹野議員、藤澤議員もそういういろんな課題問題抱えながらの中で、ある意味では、支援をいただいたかなと思えます。今度は、振内のそういう問題について、千葉議員が鈴木議員がいろんな形でご支援をいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

時間も迫ってきてるんですけども、ご支援いただく前にまず話し合いができる環境をまず教育長つくってください。これはもうお願いですよ、切なる。お互い、先ほど言ったとおり信頼関係がもっていける、お互い透明感をもった話し合いができるということが、私は、強いて言えば、お互いの信頼を持って、話し合い協議に望める基本ができ上がってくるのかなというふうに何回も申し上げますけど思っていますので、そこからスタートすれば、私も様々な状況に応じて、協力をしていくようなことはやぶさかではありません。ただ、何回も言うとおりに、統合ありきで進めるのに協力してくださいといっても今現在振内地区ではそういう環境にありません。これはもうはっきり申し上げておきます。それと町長の町政執行方針にも出てましたけども、人づくりの基本というのは学校教育含めてですね、私は教育行政というのは大変大事なことですよ。部分的に例えば振内中学校も寒いからストーブを導入したよ。窓枠が風通しちょっとよすぎて冬本当に大変だから窓枠直しましたよ。ということはやってくれましたよ。それが本当に正しいのか。応急措置は、私は歓迎ですけども、話の根本は、統合ありきだけで進まないこと。校舎のあり方、地域においてきて、十二分に膝を詰めて話し合っていたきたい。これがもう切なる私のお願いかなというふうに思っています。それをなくして、今の教育長の答弁で進むのであれば、ここ10年経ったって統合なんていうことには絶対なりませんよ。生徒の推移、

みてみました。私も自分なりにいろいろ資料集めてみてますよ。今年は22名しかおりませんよ。来年は23名の生徒数ですが、全校生徒で。なぜ私こういうこと申し上げるかというのは、大いなる小規模校、平取で残したということも私はいいのかなというふうに思ってますよ。全国のモデルになるような学校として小規模校、残していく、これが英断ですよ。こういうことも視野に入れてね、やっぱりじっくりと、地元におりてきて話をしてみてください。統合ありきだけではこれから先、5年10年たっても同じ状況続いて、子どもたちに何かあった場合どうするのって話、ずっといきますよ。こういうことではまずいでしょう。どうか、今、私の申し上げられたこと含めて、統合以外話し合いに、いやそうですよ、でもさっきからの答弁をいったら、統合の話し合い以外私は話し合いをするつもりはありませんというふうに聞こえちゃうんですよ。今言ったことも含めて1回リセットボタンを押してですね、ゼロからのスタートで結構ですよ。1、2年の時間の中に、振内と詰め協議をしていただけますでしょうか。最後の質問なのかなと思います。

副議長 教育長。

教育長 いろいろとご意見、ご提言をいただきました。その趣旨にどこまで添いながらいけるかどうか、これは、今後も含めていろいろと、今お話が出たご意見を尊重しながら、検討もするという、ことで統合だから統合するしなくていろんなことも含めて今まで、今ご指摘のように、いろいろと話し合い懇談をする機会が、もてないでこれたことを解消しながら、もてないでこれたのはそれはそれなりにお互いに理由があったんだろうと思いますが、それはそれとして、今後とも積極的にいろんな話し合い懇談をさせていただきながら、問題課題の解決に向けて努力をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

副議長 10番千葉議員。

10番千葉議員 ありがとうございます。ぜひ今言った言葉をですね、私もきっちり頭隅隅に記憶しておきますので、どうか時間をかけながらも、1、2年の中で進めていってほしい。今日せつかく町長は教育行政のことで話をして、町長の執行方針も今日あったわけですけど、今までの教育長のやりとり、町長の立場でしっかりとお聞きになってたかなというふうに思ってますので、感想的なことでも結構ですけども、非常にこれ難しい問題だということも私自身も認識しておりますけども、町長としてのですね、ご意見も最後に賜っておきたいなというふうに思っております。

副議長 町長。

町長

それでは私の方から、ご答弁申し上げますが、小中学校の統合については、平取町の多くの課題が山積している中で、小中学校の統合問題は少子化が年々続く中で、大変重要な行政課題だというふうに受けとめてございます。私としても平成17年の9月に決定をいたしました、学校教育の条件整備方針については、議会も含めて、関係団体の代表のもと協議を重ねて方針決定されたものでございますので、私としては重く受けとめているところでございます。これまで私も貫気別、振内の統合問題については教育委員会とともにですね、地域の懇談会に出席して申し上げてきたのは、貫気別、振内、本町の三つの学校を一つに統合してですね、経費が節減できてよかったということではなくて、三つの学校の予算を一つにして充実していくということで申し上げてきたところでございます。その一環として、生徒の学力の向上のための教員の加配だとか、あるいは部活の充実ということでは、平中に吹奏楽部等を創設しながら、期待に込めているところでございます。先ほど、教育長から答弁のとおり、23年度から荷負小学校が貫気別小学校へ統合、そして今年度から貫気別中学校が平中に統合となってですね、勉学だとか部活等にのびのびと頑張っている姿を見て、大所高所からの判断をしていただいたというふうに考えているところでございます。いずれにしても、子どもたちにとって良い環境で学習してもらうためには何が良い選択なのか、これからやはり父兄地域の皆さんとですね、心を開きながら、粘り強く協議を重ねながら、解決に向けて努力しなければならないというふうに思っております。最後にですね、教育条件整備方針に基づき、統合を進めたいということと、また存続を求める地域の平行線がいつまでも続くことはですね、校舎の老朽化が進んでいることから生徒の安全面の問題がございまして、千葉議員が申したように、ある程度一定の期限を設けながら、話し合いをできるだけ機会を設けながら、解決に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長

千葉議員の質問は終了します。休憩します。午後1時00分から再開します。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後1時00分)

副議長

休憩前に引き続き一般質問を行います。5番平村議員を指名します。5番平村議員。

5番
平村議員

5番平村です。先に通告しております学校教育の諸課題についてと福祉ボランティアのポイント制度についての2点について質問いたします。それでは第1点目の学校教育の諸課題についてから質問いたします。学校教育の課題として、少子化に伴い児童生徒が減少し、このことが学習指導面あるいは特別活動への影響など幾多の課題を抱えていますが、今日は次の4点について質問させてい

たきます。一つ目は全国学力テストの結果について、平成24年4月に実施した学力テストの結果について伺います。学力、児童生徒のアンケート調査の結果分析、学力向上に向けた指導方法の改善。二つ目は中学校の柔道授業の指導体制について、平成24年4月から1、2年生を対象に柔道等の武道が必修となり、当町は、柔道を選択したが、指導計画及び指導体制について伺います。三つ目、いじめ問題への対応について。今いじめは大きな社会問題として関心が高まっていますが、当町のいじめの実態及びいじめ対策の組織体制について伺います。四つ目、振内中学校の統合について。平成22年9月の町議会定例会で、千葉議員の一般質問に対して、教育条件整備方針に従い統合に向けて努力するという答弁がされていますが、今日もまた千葉議員からの一般質問がありましたけれども、それに関連しての質問をしたいと思います。まず最初に、全国学力テストの結果についてでございますが、今年は新たに理科を加えて4月に実施され、8月8日に実施結果を公表されています。新聞情報からの結果分析を見ておきますと、北海道の公立学校の正答率は、小中とも全テストで全国平均を下回っているようですが、中学の国語、算数のテストでは全国平均に近づき、理科も全国並みになっていきます。しかし、小学は依然下位の方に低迷しているようです。そこで、平取町の児童生徒のテスト結果について、全道、日高管内と比較してどういう位置にいるのかを伺います。もう一つはテストの結果を分析されていると思いますが、その中で、学習課題は何かについてまずお伺いいたします。

副議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。今の24年度の全国学力学習状況調査、このことについて、8月8日、公表等々含めていろいろとご承知をいただいているということだろうと思いますが、それで、24年度はまだ抽出の調査についてはこのとおり公表されております。実は北海道は全体で希望参加もしてますんで、実はこの希望参加はまだ公表報道はされてませんが、実は14日にその結果が出てきて、こういう状況に実はなっております。それでこれらを含めていうと、抽出については8月8日、それから、希望参加はこの14日とこういうことからいくと、調査結果、データ等が届いたばかりとこういうような状況でありますんで、今のご質問の趣旨に沿いながらお答えをするというときには、全体的に言うともう少し、時間が掛かるかなと思いますので、詳しくは次の機会に資料提供なり、説明をさせていただくということで、お許しを願えればと思います。それで、先に公表となっております抽出分、それで申し上げますと抽出については北海道全国では大体30%が全国の小中で抽出をされているという状況で、北海道では、小学校が19.5%、それから中学校では、25.7%が北海道の抽出校、それで管内では、小学校が4校、中学校が6校で当町は1校が小学校の抽出校、こういうふうになっております。それで今お話のように、

新聞報道では全体の全国を下回りながら、それから中学校、小学校というお話がございましたが、そこで言うと管内の比較ではまだ公表されておられません。それともう一つは、報道機関、例年、都道府県別の順位も含めて掲載をしておりましたけれども、この度は、文科省のデータを試算しての掲載報道というようなことにはなっていないで、この点について言うと、都道府県比較はしないということが報道になっているようであります。それで、公表をされた平均正答率の全国と全道の比較、これらについても、今のご質問にありましたとおりですので、この辺については答弁を省略をさせていただきたいと思いますが、当町、小学校は1校が抽出ですので、この抽出参加で概略の比較をすると、平均正答率、あるいは生活習慣それから学習習慣に関するその、全体で言うと、まだ分析をしておりませんので、平均正答率だけの数値比較での概略を申し上げますと、正答率そのものは申し上げられませんが、例年、北海道でいうとポイント差で9区分の比較で従来出ておりますので、これと同じように比較をさせていただきますと、実は、全国の平均、全道ではなくて、全国の平均よりすべての教科で上回っております。それで、2教科について言うと、7ポイント以上全国の平均より高く、相当高いという区分になります。で、2教科が5ポイント以上高く7ポイント未満ということですのでこれだけでいくと高いという区分になりますので、ここの小学校1校だけについて言うと、相当の学力の向上なり改善の成果が見られながらきているということになるかと思いますけれども、調査年度によってはこれらも相当の学校が違ったりで言うと、ばらつきがありますが、詳しい分析について言うと、次の機会で報告をさせていただくということで、ご理解をいただければ、大変ありがたいかなと思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

副議長

5番平村議員。

5番
平村議員

平村です。学力向上に向けた指導法の観点から質問いたしますけれども、平成22年3月の町議会で学校改善支援プランと道教育委員会の学力向上策について、今後の実践評価について、質問した経緯があるんですが、これまでの実践活動の実績をどのような形で評価しているのか、科目別にやってはいないのでしょうか。また、学校改善プランでは、平成21年2月に作成されまして、各学校で一つは授業づくり、二つ目に習慣づくり、三つ目に環境づくりの三つの視点で改善プランをつくられ、4月から学力向上に向けた実践活動をされていると思いますけれども、そこで伺いたいことは、この改善プランの推進に具体的にどういう指導をなされているのかと、実践活動を評価し、取り組んでおられると思いますが、学力向上の評価についてもうちょっと詳しく、科目別にこういうことがあがってるとか、そういう、評価の部分を知りたいのと、次に、道教委の学力向上策についてでございますが、道教委では、家庭学習、放課後と長期休業中の補習の充実を図る方針が示されており、このことは学力向上の

最たるもので、町教委の対策について伺った経緯がございますが、この件もこの機会にこれまでどのような学習指導されてきたのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

副議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。今のご質問、相当詳しい内容になってますんで、ちょっと資料そのものを持ち合わせてなくて、質問に答えられていかない部分があると思いますが、その点お許しいただきたいと思いますが、今のお話のように、教育委員会は、20年度作成の平取町学校改善プランを策定しております。それで今のお話のように、三つの区分によってということのお話がありましたが、これは21年の3月議会でも詳しく行政報告をさせていただいて、これを基本としながら、各学校改善プランを作成をしております。これらに基づいて、対策の状況としては、従前なかったTT加配で道の加配を受けて、小学校それから中学校でそれぞれTT加配で教員配置を受けていること、あるいは、巡回指導教員の導入ということで、これも昨年から巡回指導教員、振内を本務校として紫雲古津、二風谷小学校を教師が巡回をしていること。あるいは、退職教員の加配事業ということで、これらについても貫気別小学校それから振内と、こういうふうに、そういう状況で指導体制そのものをはじめとして、次にNRT、いわゆる学力調査以外に標準学力調査ということで従前は貫気別中学校しかできていなかったものを、23年度以降全校ではありませんがほとんどの学校が取り入れてきているというような状況の、いわゆる国がしている学力調査以外に標準学力検査をしながら、そういう対応をしてきている。それ以外に知能テスト、今お話のありました夏冬休みについても、全ての学校ではございません、一部の学校が補習授業などを取り入れながら各学校独自の授業、今道教委での科目別等々の話がありましたが、道教委も学力の向上関連事業として約20数項目にわたって授業をあげて、各町、各学校を支援してきております。そういう中で、当町全てとはなっておりませんが、チャレンジテスト等を当初から全校が実施をするようにという指導の中で、管内で言うと、非常にこのテスト自体も参加率が低い中、当町は100%参加をしているというような状況できていますが、ただそのことがどういう効果になってあらわれてきているかというのは、今学力テストの結果を含めて分析というのは、これからかなと思います。それで、今、学校現場とうちの指導主事、常にそういう打合せ、調整をしながらきておりますけれども、今年度、校長会においても、実は今までありませんでしたけれども、今年度学力対策チームということで、校長会の中で、その対策のチームをつくって、この度の調査結果を持って、対策の研究なり研修をしていくということで、既に準備をしてスタートをしております。それで前段、ご質問のありました科目別にどういう状況、問題なり効果なりなっておりますかという点については、ちょっと今資料持ち合わせておりません

ので恐縮です。そういうことで、それ以外にもご承知いただいておりますとおり、議員の皆さんには学力改善にかかわる予算措置では、事業改善研究費ということで、各校10万円をこれをもうすでに3年目であります。また、町の単独の町単での採用教員、統合を絡めて平取中学校、今年は平小もということで配置をさせていただいていること、それから、特別支援員の配置など、こういうことで言うと、予算措置を含めてご理解をいただきながら、こられているということで大変ありがたいと思っております。これらのことが相乗的に効果を上げてきているんだろうと思いますが、ご承知のように、小学校が下がって、中学校が上がっているというように、平取町の状況も平均正答率だけでいくと、中学校、小学校ともその年度によって、そのなんていうんでしょうかね、ゆっくりと良い方向で改善をされている右肩上がりではなくて、正直言ってでこぼこがある状況があります。この辺はどういうことでこういう結果になっているのかということは、今、校長会の対策チームも含めて、詳しくこの辺を検討しながら、その対応をしていきたい、そして、今お話がありました指導法の改善等々も含めて検討させていただければなと思っております。ただ、全体的に言うと、平均正答率だけで言うと、でこぼこはあるとは言いながらも、全体的に言うと、いろんな町あるいは道教委それから町の単独の予算等々含めて言うと、一定の効果が表れてきているという認識でおりますけれども、ただこの辺も細かく分析をしながら、今後、行きたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

副議長

5番平村議員。

5番
平村議員

いろいろと検討してやっているということなんですけれども、平取町では習熟度別学習の取り組みについて、伺いますがこの学習指導方はきめ細かな指導で基礎基本を確実に定着させるとともに、理解力のある子どもにはさらに力を伸ばしてもらおうということで14年度に導入されているのですが、平取町では導入をしているのかどうかと、導入にあたっては子どもを学力で分けるのは差別ではないかという反対の意見もあった様ですけれども、平取町ではどのようにやっているのか、また平取町で今加配の先生を受けているそうですけど3名なんですか。各学校全部にいるんでしょうか。

教育長

2名です。

平村議員

2名ですか、はい、わかりました。

副議長

教育長。

教育長

今お話の習熟度別について言うと、14年から取り入れているというお話がございましたが、実はTT加配、当初はいわゆる道教委が定数より1多く配置を

してくれるというT T加配について言うと、1クラスに先生が2人入って指導するというので、実は当初は、昨年までは、この習熟度別の授業でなくてよかった。クラスに入って指導する・・・ところが昨年から、今お話のように、習熟度も含めてそういう指導をということで、全ての教科、全ての時間を習熟度ではなくて、一定の時間、中学校等ともそれぞれ時数が違いますが、最低何十時間以上を習熟度でやって、それ以外はT T加配でも一般のT T加配でやっていいですよという、こういう状況に変わってきているという状況、習熟度で言うとそういう状況で授業をしていますが、ただ、100%すべての学校がこの習熟度別ではありません。もちろんご承知をいただいておりますとおり、平取小中学校の生徒が多い場合と、複式学級でいう数人しかいない場合の習熟度とはちょっと違いますので、そういうことで言うと、今ご質問の趣旨にありましたとおり、習熟度も導入しながら、そういう、指導法の改善を含めて、それぞれ学校は努力をしていると、こういう状況になっております。

副議長

5番平村議員。

5番
平村議員

それではこの1問目の最後なんですけど、児童生徒の生活アンケート調査の結果について伺います。調査項目の中から3項目について、平取町の実態について伺います。テレビゲームの時間、テレビ・ビデオを見る時間、平日の家庭学習の時間に関わってのアンケート調査の結果、どういう状況になっているのか。またアンケート調査の結果の中で、学力向上に関わる中で、家庭学習の時間が短い、宿題を出す学校が少ないといった課題も相当あるようで、特にこの宿題は学習習慣の定着に大切なことと思っておりますので、こうしたアンケート調査結果を踏まえて今後の学習指導にどう結びつけていくのか、伺いたしたいと思います。

副議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきたいと思っております。今、何点かについてということの話がありましたので、私の方も資料としては持っているんですけども、小中別も含めて項目が多すぎて正直言って今すぐ見つけ出すことができないのでちょっとこの後までお待ちをいただければありがたいかなと思っております。ということでよろしく申し上げます。

副議長

5番平村議員。

5番
平村議員

では次2問目に中学校の柔道授業の指導体制について質問いたします。武道の必修化は平成20年の学習指導要綱の改定で、中学1、2年生を対象に武道のうち、柔道・剣道・相撲の中から選択することになり、平取町は柔道を選択さ

れました。この柔道の授業も、移行期間を経て、今年4月から完全実施になりますが、指導体制、安全対策の強化などを求める声が強まり、文部科学省は今年の3月上旬に、全国の教育委員会に対し、教員の指導体制など準備が整うまで柔道の授業を始めないよう通知がなされているようでございます。そこで、この柔道の授業は、指導体制などの関係で2学期からの授業をと思っておりますが、柔道授業の指導計画の学習単位と内容についてと、指導体制も道教委では2学期の本格スタートまでに担当教員向けの実技講習会を開催し、指導体制作りに取り組まれているとお聞きしていますが、各学校別の指導教員体制はどうなっているのか、また民間の人材活用をしなくても、学習指導要綱で定められている学習内容をクリアできるのか、お伺いしたいと思います。

副議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは私から中学校におけます、武道の必修化に伴いますその指導計画、並びに指導体制等についてお答えをさせていただきたいと思っております。ご質問にありましたとおり、本年度から新しい中学校学習指導要領が全面的に実施されたところであります。今回の学習指導要領の改訂におきましては、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を見通して3段階に分けて、指導内容の体系化を図っているところであります。その3段階中におきまして、小学校5年生から中学校2年生までにありましては、多くの領域の学習を経験する時間と位置づけがされておきまして、このことにおいて、武道が必修化となったところでございます。武道が導入されることに伴いまして、平取町におきましては、柔道を選択をする中で、これまで指導体制等の構築に努めてきたところでありますけれども、只今平村議員ご指摘のとおり、武道の中でも特に柔道については、危険性が強いといった不安があるかというふうに思いますが、しっかりとした指導体制の整備と、生徒の状況を細かく把握し、無理のない指導計画に基づき安全に十分配慮して行うことで事故を回避することができるものと考えているところであります。それでは各中学校における具体的な指導体制、そして指導計画等についてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、指導体制であります。この柔道授業におきましては、複数の指導者による指導、いわゆるTT、チームティーチングの方式によるものということにいたしまして、この複数指導におきましては、一方が必ず有段者でなければならないということになっております。この複数指導において、自校、その学校にです、有段者がいない場合においては、外部指導者の活用を図るということにいたしております。このことにおきまして、平取中学校につきましては、校内体制といたしまして体育教諭と学校長が指導に当たることとなっております。体育教諭そして学校長につきましては、両名ともに有段者ということになっております。また振内中学校につきましては、校外体制ということにいたしまして、体育教諭と外部指導者があたるというこ

とになっております。振内中学校における有段者につきましては、外部指導者ということになっております。なお柔道のこの授業開始に当たりましては、教師の実技講習会の参加ということになってまいります。両校の体育教師ともに、これまで、平成22年度から24年度までの間におきましてそれぞれ受講している状況となっております。次に、指導計画でありますけれども、まず平取中学校につきましては、実施学年は1年生そして2年生ということになりまして、対象生徒数は69名ということになっております。授業の時間につきましては年間10時間ということになっておりまして、平取中学校につきましては既に先月の下旬からスタートしているところでございます。実施場所につきましては、町民体育館の体育室ということにいたしまして、生徒の移動につきましては、町有バスを利用しているところでございます。振内中学校につきましては、実施学年は1年生から3年生までということにいたしまして、22名が対象となっております。授業の時数でありますけれども年間12時間ということになりまして、振内中学校につきましては、10月の月上旬から授業開始予定ということになっております。実施場所につきましては自校の体育館ということになります。次に、授業内容となっておりますけれども、武道は中学校で初めて学習する内容ということになりますが、基本動作と基本となります技を確実に身につけて、それを用いて相手の動きの変化に対応した攻防ができるようにすることが求められているところであります。また技ができる楽しさでありますとか、喜びを味わうということにしているところでございます。柔道においては基本動作として受け身を中心としながら、姿勢等組み方、それと身体動作等を中心としながら、さらには基本となる技においてはですね、取と受の双方が比較的安定して投げたり、受け身をとったりすることのできる技等を行うということでの計画となっているところであります。いずれにいたしましても安全性を確実に図らなければならないということに尽きるわけでありまして、このことは指導者はもちろんでありますけれども、生徒における関心、意欲、態度というものを充実させる中で、授業に取り組んでいく、このことが重要であるというふうに考えているところであります。以上であります。

副議長

5番平村議員。

5番
平村議員

平取町はそういう体制の中で始められたということなんですけれども、たまたまうちの孫が札幌の学校に行ってるんですけれども、札幌の方の授業の体制の取り組みについては、各PTAにもいろいろと配布されまして、体調の異常を感じた場合とか、運動の中止とかそういうのを早めに先生の方に言うとか、それから教科の中にも十分な受け身体勢指導をやりまして、それから頭部の首を負傷する事故への注意の手引書を全校の子どもたちに配布されたり、そういうきめ細かなPTAの方にも配付されているんですけれども、そういうやはり父兄も心配している部分が多々あると思いますので、その辺はうちの方はそう

というのはやっていないのでしょうか、お伺いしたいと思います。また民間の人材活用については振内の方でやっていらっしゃるということですが、学校ボランティア事業ということでございますが、この事業は平成20年度に学校支援地域本部を設置し、地域コーディネーターの設置とか住民がボランティアとして授業の部活動等で学校運営に参加する指導事業を行うことになっていますが、この事業を使いながらやっているのでしょうか、その辺の推進状況についてお話しいただきたいと思います。

副議長

生涯学習課長。

生涯学習課長

柔道授業にあたりまして、きめ細かくですね、注意事項でありますとか、そういうものが各家庭の方に配布をされているかということでありまして、そのことにつきましては、体育教師の方からですね、それについては、各時間帯等において指導がされているということになりますし、家庭の方にもそれらは通知なさっているというふうに思っております。それと、振内中学校におけますボランティアということで外部指導者にかかわっての地域支援本部事業ということで行われているかということでありまして、この振内中学校の外部講師につきましては、その事業等を使っているということではございません。

副議長

5番平村委員。

5番平村議員

柔道はやはり部活動でやってる子どもたちはある程度受け身とかいろいろなことをわかっているんで、全然やらない子どもたちとの差が多少あると思いますので、その辺がやはり一番危険な部分ではないかと思っておりますので、その辺の指導を特に注意しながらやられたらいいんではないかと思っております。もちろん柔道は本当に精神を学ぶことの上でも大切な体育の授業であると思っておりますので、その辺をきめ細やかにやっていただきたいと思っております。次、3問目のいじめの問題の対応についてでございます。昨年10月に滋賀県の大津市でいじめを受けた中学2年生の生徒が自殺をした問題をきっかけにいじめは大きな社会問題となっています。文部科学省はいじめ、自殺、不登校、暴力行為等生徒指導上の問題を把握し、対策の参考にするために、毎年度問題行動調査を実施されています。23年度に実施した調査結果では、全国的にはだんだん10%ほど減ってきていますが、道内でも減少はしているようですが、いじめの対応では冷やかしの言葉によるもの、また遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする暴力、仲間外れ、集団による無視等いろいろな面がいじめが出されています。重大な事態に陥っている前に、いじめの兆候にいち早く気づくためのチェック機能を生かし未然防止に努める必要があると考えていますが、そのことでお伺いしますが、平取町のいじめの件数といじめの実態についてと、不登校の児童生徒の

実態についても、調査結果があればあわせてお伺いしたいと思います。

副議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。今ほど、23年度の実態についてのお話でしたが、最近では、今年になって24年度、このいじめの実態調査ということでいうと、実は4月を基準日として6月までとそれから9月までの報告を基本にしなが、8月に繰り上げてということで、2回のいわゆるいじめの問題の実態調査が行われております。それで、今年でいいますと今の2回でございますので、2つあるものですから、6月調査の分は説明省略させていただいて、直近の9月を期限として8月前倒しでした調査結果についてだけ申し上げますと、小学生は1年生それから低学年、中学年、高学年と、そういう区分けの中でアンケート調査、それから中学生は1から3まで一つでアンケート調査ということで、実施をされておりますが、アンケート調査の内容、7項目ございます。これについてもちょっと7項目目のうち一つは、今年4月から今日までいじめられたことがありますかという質問、それからどんないじめをされましたか、今もいじめられていますか、いじめられたとき誰かに相談をしましたか、友達がいじめられているのを見たり聞いたりしましたか、と以下こういうことで、7項目の調査になっております。次に、調査項目は、それ以外に二つありまして、これらのいじめの問題への把握した事案へどう対応してますかというのと、いじめ問題へ具体的にはどういう取り組みをしてますかとそういう調査がございました。それで、二つ目、三つ目については省略をさせていただきたいと思いますが、今のご質問の趣旨にありました、当町での小学校のいじめの把握の実態というか結果はどうかということです。調査結果だけで言うと、小学校では、4月から今日までいじめられたことがありますかという問に対しては、5校小学校でいうと全ての学校があります、こういう結果がありました。それで、今もいじめられてますかということでは、9件、今もありますという答えになっておりました。それで中学校では、1件で、今もいじめられているというふうにその時回答したのは1件であります。それで、どんないじめをされましたかということについて言うと今ご質問にありましたとおり、いろんなことがあります。それで、小学校でいうと全部で39件で、延べどんないじめですかということについて言うと、64項目ございました。今もいじめられているのかという9件の現在の状況ですが、これらは調査によって、いじめを把握した事案への対応、それからいじめ問題の解決、これらを通して、いじめとして認知をしてきたのが4件で、これらについてもいじめられた児童との相談、いわゆる学級担任あるいは、いじめた児童、生徒には担任と他の教職員が双方で事情を聞いたり、指導、また保護者への連絡趣旨等もしている。それから家庭訪問もしている。こういう対応をしていたり、それは個別の話というのと、全校集会をしてそういうことはいじめの問題につ

いてのやりとりをしながら既に解消、解決をしてきているという、今前段大津のお話等々ございましたが非常に全道全国的にいうと、厳しい環境ではあります、ただ私どもの町はそういうところまで行ってませんが、そう言いながらも、この辺について言うと相当十分、今後とも気をつけながら当然にしていく、こういうことになろうと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長

平村議員。

5 番
平村議員

平取町でもないのかと思いましたが、いろんな小さな部分だとは思いますが、数多くあるような感じでございます。ですからやはり文部科学省ではいじめ防止の体制づくりということで、今全国200か所にいじめ問題支援チームを設置するという発表をしておりますけれども、具体的な取り組みとして専門家による第三者委員会の設置とか、アンケート調査の結果分析、教師のサポートする体制づくりなどがなされていますが、ここの町教委の対応について伺いますが、平取町のいじめ対策の組織体制と活動の実態についてお伺いしたいと思います。また文部科学省がいじめ防止対策として、いじめ問題支援チームを設置し、具体的な取り組みがなされますが、町教委の方の対応についてもお伺いしたいと思います。

副議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。当町のいじめ対策の組織体制ということですが、今前段お話がありました、文科省での第三者あるいは支援チームサポート等々について言うと、今の当町のいじめの実態それから全国で言うと200か所というような状況からいくと、町村の規模まで来ておりませんので、それについては今後、文科省の動向それから施策等についてどこまで導入していかれるかどうかということは検討させていただきたいと思いますが、今おっしゃってました状況から、いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針というのも文科省は策定をして、それらに基づいて今後、各市町村が導入をしていくということになるんだろうと思いますので、今前段お話のありました件について言うと、また導入あるいは検討という段階まで入っていないということが事実でございます。それで、いじめ対策の組織体制等についてどうなってますかということのお尋ねですが、実は当町においてはいじめ対策に特定をした組織体制というのは実は今のところとっておりません。これは、とってなくてどういうそれらの対応をしているかということになりますと、全体的にいうと生徒指導上での課題の一つとして位置づけをして、指導を進めてきているということで、一つには、各学校には当然にして校務分掌の組織がありますので、生徒指導の担当者を配置して、校長教職員とともに全教職員が連携でその指導推進を図っているというような状況、あるいはご承知をいただいておりますとおり、町の指導主事、

さわやか相談室を通しながら、各学校がそれぞれあるいは保護者の一部も、事例で言うと一部があったかに聞いてますが、そういういわゆるおいでいただくというか、相談にこられてるケース。それから、平取町生徒指導連絡協議会、町全体の協議会の中で、生徒指導に関わって、各学校間の情報交換なり、効果的な指導対策をどうしたらいいかということをしているという状況、それから日高教育局も今の文科省等の状況ではありませんが、教育局それから義務教育指導班、それから管内のいじめ、不登校等対策本部等々の報告相談連携という中で実施をしてきているというような状況になっているのが現在の組織体制というその別組織ではありませんがそういう状況で対応しているのと、それと今不登校の話がありましたが、現状では、不登校はないというおさえをしております。以上でございます。

副議長

平村議員。

5 番
平村議員

このいじめ問題の最後の質問ですけれども、子どもたちにとって学校が居心地のよい場所であること、またいじめはいじめる側が100%悪いという意識に子どもたちを変えていくこと、地域、家庭の教育が低下していると言われていの中で、子どもたちが人から頼られたり、必要とされる経験が少なくなっているとも言われています。そこで、子どもたちが自分が役に立っているという感覚を育てることも有効ではないかと思えます。いずれにしても、緻密な取り組みを丁寧に行うことで、子どもたちの社会性が養われ、いじめ防止につながるものと考えていますが、町教委の今後のいじめ防止対策の基本的な・・・について対策を強化していただきたいと思えます。次、4問目の振内中学校の統合について質問いたします。この質問は千葉議員の質問と関連しますが、平取町議会運営先例集第37条で一般質問に係る関連質問は認められておりませんので、重複を避けて質問をいたします。まず初めに、平成22年9月の町議会で、千葉議員の一般質問に対して、教育条件整備方針に従い、統合に向けて努力するという前向きな答弁をなされておりました。この問題は、8年が経過していますが、この間子どもたちの将来の教育環境を心配され、幾度となく常任委員会、議会本会議でも、この統合問題について取り上げられています。ここで確認を含めてお伺いしたいことは、議会での一般質問は、基本的には教育委員会の委員長が答弁をすべきところですが、教育長が答弁をなさっていますが、法律的な問題について確認させてください。今なぜこうした確認をさせてもらったのは・・・教育長いいですか、確認してもらっていいですか。

副議長

すみません。平村議員の質問、事前の通告内容から外れているので。

5 番
平村議員

でも教育諸般って書いてあるんで、全て入るんですけど。いや、調べました。したらいいです。一応、全部諸般ということで入れてあるので、そういうのも

入っていると思いますけれども、教育長は教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務を司るとなってるんです。教育長ね。でも今なぜこうした確認をさせてもらったのは、教育長が教育委員会のすべての事務を司ることになっているようですが、学校統合という子どもたちの教育条件にかかる案件については、教育委員会の代表である、委員長が自らの言葉で説明する姿勢が必要ではないかと思っています。先ほどの千葉議員の質問の中にも住民との対話がうまくいなくてなかなか進んでいないという回答でありましたけれども、そういうところでやはり教育委員会が一丸となって説明の体制をとってやるとよかったのではないかなと私は思います。学校統合の先進地である新冠町の教育委員会では、委員長が先頭に立って、地域住民の説明会を行い、ご承知のとおり学校統合を終え、子どもたちの教育環境に早くつとめられておりました。私は平成22年9月の議会での千葉議員に対する答弁を重く受けとめております。教育委員会会議でどういう議論をされたのか、またどういう体制で地域住民との話し合いがなされたのか、その辺がとてもさっきの答弁の中では余りされていないような形だったので、その辺は教育委員会としてはどのようなことをやったのかお伺いしたいと思います。

副議長

教育長。

教育長

まず教育長、委員長の答弁のお話ですが、教育長が先行して決めることと、教育委員会で決めること、これ近年は法律が変わりまして教育長が先行でできない案件それぞれありますんで、ただ、今ここで答弁するしないというのは、各町の先例等もあるんだらうと思います。例えば、執行方針一つとっても、実は教育長はしていない、教育委員長が議会へ来てする。こういうところもありますし、うちのように過去からずっと教育長がということ、これについていうと、今のお話のように法律的な制約ではなくて、どなたがするかという行政上の慣例でかなと思っておりますので、そこでいうと、今のお話のように、この議会での答弁については全体的に言うと、もちろん過去も、今後はわかりませんが教育長が、教育委員会決定をされたことも含めて答弁をさせていただくと、こういうことになるんだらうと思ってます。それで、今の新冠の例の学校統合の話し合いをするときに、教育委員会事務局教育長だけでなく、教育委員長さん等も含めて積極的に入ってやってるんでないのと、そういうことでないのというお話でしたが、そこで言うところ、統合についての進み方等によっては、当町も教育委員会は、各地区ごとでいうと、教育委員長であるか、その地域の教育委員さんであるかは別にしてもお入りになっていろいろと議論をさせていただいてるというケース、それから、必要なときには、地域から要望ということもありますけれども、町長が教育委員会と一緒にいろいろなその質疑、要望、意見等を伺うという、こういうような状況でもやっておりますが、ただ、どの会議にも教育委員長が教育委員が全てがその場へ行ってという状況は実

はそういう対応をしてきてません。恐らくそういう必要があってそのいわゆる熟度によってはそういうことがあるんだろうと思いましたが、貫気別、荷負については、そういうこと、元々荷負の場合は教育委員長さんがおられたとか、振内にもおられたというケースがありますが、そこまでうちの教育委員会の対応もきてないということも事実ですし、地域からそうでなくては困るという求められ方もしてません。そういう中で協議をしてきたという経緯がありますが、まあただ振内について言うと、いろんな場面で町長も含めて教育委員長もという場面があれば難しくなってくると当然に必要なんだろうと思いますが、実はさっきのご指摘のように、私どもの方が十分にそういう機会を持てずにきたということで、そういう機会にもなっていないということは事実であります。以上です。

副議長

平村議員。

5番

平村議員

そういうことは仕方がないことにもう終わってしまったことなんですけれども、やはり全部が全部そういうふうにはやれとは言ってませんが、こういうふうには教育長と住民との間にやはりいろんなあれがあったというときにはやはり教育委員会という組織の中で動いた方がもっと早く解決したのではないかな、と思います。やはり学校統合は、学校が老朽化したばかりじゃなく、子どもたちがやはり1番にやっぱり部活動もできない、いろんな面で小さな学校では先生方も全部担任教科のほかに専門の先生方が全部いるわけではございませんので、そういう部分でも大変な部分があるのでやはり一つの学校に統合されて、部活もやれる、そして勉強も安全な環境のよいところでできるという体制で、今貫気別から通っている子どもたちは吹奏楽もとっても楽しんでやったり、部活も楽しい自分たちの部活に入れるということで、通学の時間は全然気にならないということで張り切ってやっていますので、振内はまだどういふ部分になりますかわかりませんが、学校がとにかく老朽化して危険の中で、もちろん建てかえたり、併置校みたくしてできるのであれば小学校と一緒に建てたりすることがあるんであればまた考えも違うと思いますけれども、やはり平取中学校を一つの統合ということで、お金を掛けてやっていますので、その辺をもうちょっと早く、そういう住民との対話を良い悪いにつけやるべきではなかったかなと千葉議員の質問の中で、強く感じました。それは今後もそういう形を早めにとって、どちらかにやったほうが子どもたちのために……。子どもたちはもう1年は二度と中学1年は戻ってきません。次、卒業しちゃったら二度と中学校に戻れませんので、そういう体制を早く整えていただきたいと思います。次、2点目の福祉ボランティアのポイント制度について質問いたします。私は昨年9月町議会で介護支援ボランティア制度の導入について、町長の所見を伺ったところ、平成24年度からの第5期高齢者保健福祉介護保険事業支援計画の中で、前向きに検討したいとの考えが示されました。その後第5期計

画の社会参加生きがいづくり事業で、具体的な取り組みが計画され、事業の実施に期待を寄せていたところでございます。そこでお伺いしたいことは、6月の町長選挙で、福祉ボランティアポイント制度の導入について公約されていましたが、その制度の設計内容と実施時期について町の考え方を伺いたいと思います。

副議長

町長。

町長

それでは私の方からご答弁申し上げたいと思いますが、この度の6月の町長選挙で福祉ボランティアのポイント制度の導入について公約をさせていただいております。具体的にはこれから、平取町のニーズに合った制度設計を先進地の内容等も参考にしながら、早期に検討してまいりたいというふうに考えてございます。基本的な考え方についてはですね、1点目はこの制度の導入の目的でありますけれども、福祉ボランティアポイント制度については、元気な高齢者の皆さんに、町内の特別養護老人ホームあるいはデイサービスまた高齢者世帯、ひとり暮らしの方を含めた中で、ボランティア活動を行っていただきながら、その活動に応じて、子育ての支援と同じように地域金券と交換するものと考えてございます。地域貢献することで、喜びを味わいながら、ご自身の健康維持につなげていただくことを目的に考えているところでございます。2点目はボランティアの対象でございますけれども、今考えてるのは、65歳以上の介護保険の要介護あるいは要支援認定を受けていない、元気なお年寄りを対象と考えてございます。3点目は活動内容であります。施設で行うレクリエーション等の指導だとかあるいは参加支援、お茶出し、あるいは食堂内の配ぜん、施設職員が行う清掃や草刈りだとかあるいは洗濯物の整理の補助など、また居宅でのお話相手だとか、傾聴等でございます。4点目はポイントの付与の関係であります。対象となる活動やポイントの換算方法等については、今後ですね、関係機関とも協議を重ねながら、具体的な制度設計をしてまいりたいというふうに考えてございます。それと5点目に時期の関係であります。今年度から検討してまいりたいと思いますが、やはり平取町に合ったボランティア制度をしっかりと制度設計してまいりたいということで、町民のニーズを十分に把握しながらですね、考えていきたいということで、若干時間が掛かるのかなというふうに考えておりますので、年度をまたがりながら、十分協議をしてまいりたいというふうに考えておりますが、いずれにしても、まとまり次第、実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上が主な概要であります。今後具体的な制度設計をいたしますので、ある程度変更が出る場合がございますので申し添えておきたいと思っております。いずれにしてもこれから地域で暮らす方々が、お互いに助け合い、支え合っていくことが非常に重要であろうというふうに考えておまして、特に団塊の世代が前期高齢者になりまして、働ける高齢者が増加しますので、人的地域資源としてとらえながら、

福祉支援ボランティアとしての仕組み作りをしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

副議長

平村議員。

5 番
平村議員

この制度は私たちが本当に待っていたことだと思います。ただ、今この制度は65歳以上の介護の認定を受けていない高齢者の人がボランティアをするということのようですが、平取町で独自にやはり今若い方でもボランティアサークルに入って、施設のおむつたたみをしたり、話し相手に行ったりとかたくさんの方がボランティアのサークルに入っていると思います。そういう方たちも一生懸命やっつてる中で、ポイントの活用を使えるようにしてあげたら、自分が将来介護保険が掛かるようになった時の一部の負担金にしたり、自ら介護サービスを受けるときに利用することができたりとかいろんな換金の方法があるんじゃないかと思ひますので、是非平取町独自のボランティアポイント制度を創設するため、ボランティア関係とかそういう団体の意見を聞きながら、持続可能な制度設計をしていただきたいと思ひます。以上です。

副議長

町長。

町長

結論から申し上げましてですね、ある程度たたき台ができましたらですね、ボランティアの連絡協議会もございませうので、十分関係機関あるいは団体ともですね、意見を聴取しながら制度設計してまいりたいと思ひますし、今基本的には65歳以上のそういう介護の認定を受けていない元気なお年寄りということではありますが、今言つた意見も十分拝聴しながらですね、平取に合つたボランティア支援制度を取り組んでまいりたいというふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

副議長

平村議員の質問を終了しました。続いて1番丹野議員を指名します。1番丹野議員。

1 番
丹野議員

LEDの防犯灯灯具取替え事業について質問いたします。LED防犯灯につきましても、省エネ電球の長寿命により防犯灯経費の大幅な削減が見込まれております。今年度も町では380万ぐらいの予算で、灯具取替えの補助をする予定になって、もう既に配分を考えているようでございますが、3分の2の補助ですけれども、各自治会としても1個当たりの見積もりが20ワット相当で6万3千円、それに対する残金として2万円。80ワットだと8万5千円で、大体3万。水銀灯の100Wになると11万円で4万ぐらいの自己負担、それと、ポールがだめであった場合、1個あたり6万6千円の別個予算がかかるということで、貫気別自治会のことでありますけれども、計算してきました。貫気別自治

会防犯灯は142灯あります。町の補助残が2万とすると、20ワットの1番安いやつで見積もっても、280万相当の負担になるということで、到底単一自治会、ほかのお金の持った自治会もあるみたいですけども、普通の自治会であれば負担ができない。それと、高齢者が多くなって、自治会費のさらなる負担をするということにもならないと思います。それで、消費税も上がりますし、また北電も、原発代替稼働として火力発電を動かすようですので、その燃料費の高騰で、2012年4月から6月決算で147億の赤字ということで、いずれ電気料金も上がるということです。既に関西、九州電力などは8%から10%の電気料金の値上げを国に陳情してると。各自治会も都合があつて予算いろいろありますので、この事業につきましても、短期間で各自治会の財政を考慮していただいて町が全額負担で行われないかをお伺いしたいと思います。

副議長

町民課長。

町民課長

ご質問にお答えいたします。防犯灯のLED化の推進でございますが、省エネ、長寿命等のメリットが多く、環境保護、地球温暖化の観点からもですね、社会的関心が高まり、注目され推進しているところでございます。昨年、審議また実施要領を取りまとめて、本年度から予算化し実施している状況でございますが、現在、町は自治会総合交付金として、防犯灯の電気代を4分の3交付しており、また、新設の街灯及びLEDの事業に対しては3分の2を補助するというところでございます。LED化は、通常の街灯価格より価格が高めになっておりまして、電気料金にいたしましても40%から60%くらい削減されるメリットはございます。ただ、今ご質問にありました各自治会での負担のことでございますが、実際、今町の補助金、年間760万円程度出しまして、自治会には570万程度の交付金を出してるということでございます。LED化にすれば380万程度、半額程度になるかということでございます。事業費につきましてもですね、単年度ではなかなか電気代と相殺することができないかなと思いますが、最低10年から20年程度の中で、事業費との相殺ができるものだと思います。そういう中で電気料金の値上げまた消費税についても今後上がるという見込みもございます。しかしながらですね、今後LED自体もどんどん普及されまして、単価的にも少しずつ安くなってきているという状況でございます。そういう中、事業費をすべて町が負担するというのは財政的にも非常に厳しい状況でございます。やはり防犯の意識を高めるためにも地域でやはり一部負担を得ながらですね、地域全体で取り組む必要があるのかなということをご理解願いたいなと思います。また自治会のもので、財政負担も厳しいと言うのはわかっております。それを考えながらですね、各自治会でも、年次的な計画に取り組みながらですね、ご協力をお願いするところでございます。

副議長

丹野議員。

1 番
丹野議員 全町にどのぐらいの防犯灯があって、防犯灯を全部取りかえるとしたらどれぐらいの予算が掛かるのか。それと各自治会に自治会交付金としていくら交付しているのか。それについて伺いたいと思います。

副議長 町民課長。

町民課長 現在の町内の防犯灯なんですけど、1665基ございます。これは水銀灯も全て含めます。これを全部LED化にするということであれば、平均7万円くらい掛かるとおもうので、そうすると1億1600万程度掛かる予定でございます。そうすると自治会の負担ということでございますが、3800万程度は自治会から負担をしていただくということになります。それとですね、自治会への負担の関係なんですけど、これは各自治会ごとという意味でしょうか。全部にですね、自治会でいきますと今年度で572万の電気料の交付をしているということでございます。以上です。

副議長 丹野議員。

1 番
丹野議員 高いのはわかるんですけども、電気料が575万の補助をしているのが大体半分以下になるという、LEDに変えたらね。そうするとここで200万か300万年間うく。それと貫気別自治会なんですけれども、大体107万ぐらい、総体の予算が300万の自治会の予算で107万が防犯灯予算ということで、3割近くが電気料金、修理代。電気料金が60万9千円、修理代が15万ということで、これでいくと、自治会もこのLEDにしてもらおうと電気料が60万が30万なり修理代の15万がなくなるということで、両方とも削減されることによって、早めに補正で予算を組んでやることによって、早くやることによって電気料が早く、安くなるということで、得をするというか、みんながよくなると思うんですけど、その辺についてどうお考えですか。

副議長 町民課長。

町民課長 確かに早くすれば電気料も当然安くなるかと思えますけど、ただ全て先ほど言いました、全てやっぱり町が負担するんでなくて、各自治会の負担をお願いするという中でですね、ご理解願いたいなと思います。

副議長 丹野議員。

1 番
丹野議員 先ほど言いました、貫気別自治会も予算的に切羽詰まっているので、全額でなくても、今の3分の2からもっと進んだ方向で進めないものかなと、考えておりますのでそれについてまた町長さんなりに考えていただきたいと思います。

それと、町外ではLED照明個人的に補助金を出して、省エネを進めている町村があります。一般家庭が購入するLED電球の5割補助、5万円以下ですけどね、5割補助とか、器具を取りかえるのに、電球が1万円で照明器具が5万円の限度でやってますけども、そういうのを町内業者に発注するというので、波及効果があらわれて、町内の電気屋さんも潤ってるという実態もありますので、これからますます電気が、省エネは叫ばれていく中、町としてもこのようなことも考えていってはどうかと思えますけど、その点について伺います。

副議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

今のご質問にお答えいたします。今のご質問にありました一般家庭の補助制度でございますけれども、日高管内では既に新冠町が実施をしているというような状況になりまして、今質問にありましたとおり、電球は1万円、照明器具が5万円、これの2分の1の補助をするといったような内容になっています。全国的にも、いくつかの自治体がですね、同じような制度を整備して対応しているというような状況もございます。LED電球につきましては2009年、平成21年頃から本格的に販売が開始されておまして、最近量産効果もあってその当時と比べると電球で5分の1程度の価格になっているというような実態もございまして、さらに下がる傾向にあるというふうに考えてございます。価格が下がることによってですね、購入コストの高い分も、短期間で回収できるといった実態にあるというふうに捉えておまして、さらに一般家庭でもですね、必然的にLED電球の電灯にするものというふうに考えてございます。既にLED電球の購入補助制度を設置している自治体におきましては、地域の温暖化対策ですとか、そういったことももちろんなんですが、ご質問にもあったとおりですね、住民の省エネ意識の喚起ですとか、それから地元業者からの購買を条件とする地元経済対策をですね、主たる目的としているといったものが多くてですね、そういった側面から制度化を考えたときに、さらに電球等の価格の動向を見ながら、今使っている電球等をですね、廃棄するのではなくて、寿命まで使って、そこまではこまめに照明を消したり、例えばスタンドなどの照明で補助するなどのですね、一般的省エネ意識をさらに喚起するですとか、当面、地域経済対策としては、既に実施しております子育て支援による金券、またはプレミアム商品券の発行等での対応をさせていただきたいというふうに考えておまして、今後、このような制度の導入につきましては、今申しましたような状況等を判断しながら、総合計画の中で財政状況も見ながら検討させていただければと考えています。

副議長

丹野議員。

1番

それでは最後に先ほども言いましたけど、町長さん、防犯灯の補助の3分の2

丹野議員 | の補助をもう少しやりやすく、各自治会がしやすいように考えられませんか。一言聞いて終わります。

副議長 | 町長。

町長 | それでは私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、先ほどからLEDの照明については、少ない電力で従来の照明と同等の明るさを維持すると言われておりまして、また電力の使用料が減ると電気代も少なくなり、そして寿命も長いために交換回数は減りまして、結果的には、自治会組織のコスト削減につながるということを着眼しながら、町としてはですね、各地域において、町民が等しく共有する防犯灯をLEDに取りかえ整備しながら、負担軽減を図りたいと本年度から進めている事業でございます。当初はですね、2分の1の助成を検討しておりましたが、各自治会の財政状況を考慮してですね、3分の2まで、助成することとしたものでございます。従いまして、丹野議員の言われる自治会の財政事情があるんで全額町の助成をしてほしいという質問であります。全額助成というのはよくわかりますが、町の財政状況からですね、なかなか難しいと考えてございまして、私どもとしては、担当課長からもお話があったように、各自治会の財政状況に合わせてですね、一度に取りかえるということではなくて年次計画でですね、財政状況に合わせて対応していただければというふうに思っております。町の基本的な考え方としては、消費税が上がる、あるいは電気料金が上がる、いろんな事情があると思っておりますけれども、すべて、町費ということではなくて、ある程度、応分の負担をしながら、取り進めていくということが大変大事なことなのかなというふうに思っております。そういうことで、一般家庭の部分についても課長の方からお話がありましたように、まず最初にですね、各地区の防犯灯が老朽化しておりますので、これらの整備を最優先したいというふうに考えておりますので、ある程度防犯灯が整備された段階で、町の財政状況を勘案しながら、また一般家庭の方にも目を向けながら、どうするかということについて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

副議長 | 丹野議員の質問を終わります。休憩します。再開は2時30分から再開します。

(休 憩 午後 2時16分)

(再 開 午後 2時31分)

副議長 | 休憩前に引き続き一般質問を行います。9番松原議員を指名します。9番松原議員。

9番 | 9番松原です。先に通告しております、交流産業振興、アイヌ文化振興について

松原議員

てお尋ねしたいと思います。町長は２期目に向けて、町政執行方針において交流産業の振興について述べられていますが、その中に、農林業を生かした６次産業の振興を図り、雇用の創出に努力しますとありますが、６次産業化とは農林業が、生産する１次産業と加工する２次産業、販売する３次産業、この１、２、３次をプラスして一体化したイメージから６次産業化という言葉が生まれたそうですが、農業者が農産物を生産するだけでなく、加工や流通、販売にも主体的にかかわることによって、農業を活性化させようとするものと聞いてますが、地場産業の育成には小さなことから、調査研究をして進めることが必要と考えますが、これを企業化するために、生産原料を確保するために、農業所得を保障し、安定した原料を確保し加工する事業が必要です。個人、農業生産法人、観光農園等の企業を興すことにより、通年、年間を通じて操業する可能性もあります。このような雇用の場を、また働く職場が出来ることで、人口の流出や、過疎化に歯止めがかかるものと思われます。このような、地場産業を開発するために、調査研究が必要だと思いますが、企業化をしようとする団体ができればその団体の支援体制や補助金等について、取り組む考えがあるかどうか、伺います。また、昨年２３年度緊急雇用創出事業において、地域資源のガイド養成や平取地域資源マップ、平取町内の地域資源を生かした観光コースを設定したフットパスマップを試作品として作成していましたが、その活用方法をどのように検討しているのか、活用しているのか、また、地域ガイドの育成ですが、平取町の地域に住んでいる人たちの中にも、歴史や文化を研究し、いろいろな趣味を持って活動している人がたくさんいます。この地域の人たちと、ネットワークをつくりガイド役の要請をしてはどうかと考えますが、今、平取町での地域観光ガイドについての考えもお尋ねしたいと思います。

副議長

町長。

町長

それでは松原議員の１点目の交流産業の振興についてのご質問にお答えを申し上げます。ご質問は町政執行方針の７ページ中段にあります交流産業の促進と農林業を生かした６次産業の振興による雇用の創出についてのご質問として承りお答えを申し上げます。平取町では今年１月の１０日に、平取町の農協、それから沙流川の森林組合、平取町の商工会、それから北海道アイヌ協会の平取支部、そして平取町の５機関団体を構成とする平取町地域活性化協議会を組織し、立ち上げたところでございます。この協議会では現在まで、１３回の協議検討を進めてございまして、一つは平取町の現状と課題、２点目には地域振興の方向性、それから３点目には、地域再生の具体的フローなどを協議してきてございます。まず１点目の平取町の現状と課題でございませうけれども、２００６年、平成１８年度からスタートいたしました第５次、総合計画におきましては、平成２７年度の人口を５６７０人と推計しておりましたが、それよりも５年早い、平成２２年の時点でその推計値を既に下回ってお

りまして、予想以上に人口減少が加速している状況でございます。また主産業の農業ですが、278戸の農家戸数のうち112戸、約40%が60歳以上の経営者でありまして、その半数以上が後継者のいない状況であることも確認するとともに、この傾向は、2次、3次産業にも同様であることが推測できます。そういったことで、もっと深刻であること確認をしております。そのことから、農業含めて、平取町の産業の担い手対策が急務であることを共通の認識として、共有することができたところでございます。次に地域振興の方向性についてですが、人口減少の要因の一つには産業の不振によりまして、企業等の縮小撤退、倒産が発生しですね、失業者が増大し就労機会の縮減により、地域外への転出による人口の減少が考えられますし、さらには、日本社会の少子高齢化の加速化による急激な人口減少が進んできているところでございます。人口減少の影響については、施政方針の中にもありますように、本町の産業、教育、福祉等、町づくりのあらゆることに影響が予測されまして、今後対策の方向性を現在まで協議をしてきたところでございます。平取町の地域経済はおおむね生産年齢人口によって支えられてきておりますが、今後は人口減少とともに生産年齢人口も減少し、その影響から地域経済も縮小するものと推測されております。今後の対策としては、人口減少により縮小する地域経済の部分を、産業の6次化や、あるいは交流産業の推進によって、何とか生き残りをかけて、維持しようと考えているところでございます。しかし生産年齢人口も減少することから、当面の労働者については、女性だとか、未就労の女性の方、また若者、高齢者や移住者、定住者などに求めようと考えているところでございます。平取町の平成22年の国勢調査の推計ではですね、人口が5596人ということで、これをもとに過去のデータ等を参考にしながら、統計調査の将来推計を求める方式に沿ってですね、平成27年度における人口推計を立てると、5596人が平成27年には5003人と推測されておりました。人口については、日本各地においても減少傾向にありますので、日本の減少率に合わせて平取町が減少した場合、5321人となることから、この差の318人を埋めることを当面の目標として方向性としているところでございます。この318人を例えば1世帯当たり4人の家族で考えると、5年間で80世帯の減少を緩和しなければいけないということになります。1年になりますと16世帯となりますので、当面はこの16世帯を平取町に定住する産業形成を目指そうということで考えてございます。一つに林業を生かした6次産業の振興と、2点目は地域資源を生かした交流産業の推進の二つを柱としながら、地域再生計画、輝く平取未来につなごう産業創造プロジェクトを樹立しながら、6月28日に国から地域再生計画法に基づく認定を受けたところでございます。地域再生の具体的フローの一つとしてですね、ソフト対策、あるいは人材育成の面で認定を受けた、地域再生計画に基づく国の支援措置として実践型の地域雇用創造事業を国から受託して7月2日より7名の職員を採用しながら、農産物あるいは林産物を利用した新商品の開発、あるいは新たな観光ルートの確立に向けた取り組み

を実施してきておりますし、今後ともですね、1点目は農林業を生かした6次産業分野では、地域を支えてきた農林業の経営基盤をより強化していく一方で、6次化など産業の多様化を平取町総合計画のもとで図るとともに、新たな雇用の場を創出し、持続的な産業を創造していくこととしてございます。2点目は地域資源を生かした交流産業分野では、地域資源を生かした交流人口の拡大を図り、びらとり温泉の改修建設、食事や人的サービスの提供、特産品の販売などの促進によって、地域を活性化し、雇用の場を創出し、地域の活性化につながる交流産業を創造していくこととしてございます。次にこのご質問の農業における6次産業化についてですが、この考え方は、議員のお考えのとおりでございます。生産加工、消流までを一環として行いながら、付加価値を目指す農業と考えてございます。ただ平取町においては、平取らしい6次産業化を目指してございまして、例えば振内町にあるトマトジュース工場の通年稼働などが可能か等の検討をですね、先にご説明の平取町地域活性化協議会において、具体的に協議をしているところでございます。以上でございますが、次の関連質問の地域資源ガイドの養成、あるいは地域資源のマップ、フットパスの関係の活用方法についてはですね、担当課長の方からご答弁を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それではご質問にありました地域資源ガイドの養成あるいは地域資源マップ、フットパスなどの活用方法、これらについてご説明をしたいと思います。まず初めに、地域資源ガイド養成についてですが、平成22年度、23年度と緊急雇用創出推進事業、北海道の事業であります10分の10の補助事業を実施いたしました。いわゆる失業者のつなぎ雇用として、これまで、その中においてガイドの養成に努めてきたところでございます。緊急雇用創出推進事業につきましては、今年度が最終年となることから2か年でかわりを持ちながら、学習してきていただきました失業者の方々に、地域資源ガイドの有償ボランティアということで、それぞれの得意分野においてガイドを現在までお願いしてきているところでございます。現在は12名の方々が重要文化的景観ガイド、あるいは、沙流ユーカラ街道ガイドなどに携わってきておまして、今後は、おっしゃられるような地域の方々、そういう方々と、地域に住み着いて地域の資源に詳しいの方々、そういう方々との連携を深めながらネットワークづくりを目指すということで考えているところでございます。先にご説明が町長よりございました国からの受託事業、実践型地域雇用創造事業、これにおいても、今後は、人材の育成に努めていく所存、ということになってございますので、それらを活用しながら、人材育成にも努めていくと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。次に地域資源マップ、あるいはフットパスマップなどの活用についてですが、地域資源マップにつきましては、その都

度改定をしながら作成をしてきておりました、町内の飲食店などに配布をしておりますと同時に、無料シャトルバスの運行、これらについての観光PR、あるいは都市住民の町内会、こういったところでのPR等で活用させていただいているところです。ただ、フットパスマップにつきましては、先ほど議員がおっしゃるように試行と、試しに作ってみたということでございまして、今後これを活用するにあたっては、様々な課題が浮かび上がってくると思いますので、それらを解決後にしっかりと、地域ガイドの育成とあわせながらですね、活用していくという所存ですので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。また、もう1点、例えばこれらの6次産業化に向けての起業対策、あるいは資源対策、これらについての支援措置についてのご質問があったかと思いますが、これらにつきましても、先ほど町長が、ご答弁申し上げましたように現在、地域活性化協議会においてですね。それらの支援措置がどのようなものがあるか、あるいはそれらを実施するにあたって可能かというような事について現在協議を進めているところでございますので、それらの協議が整い次第ですね、また議会のほうにもご報告しながら実現に向けた取り組みとして展開していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

副議長

松原議員。

9番
松原議員

雇用の対策、人口減とか、そういういろいろ本当に親身に次のことを考えていかなければならない、本当に人口減少なんです、この企業を育成するためにですね、今、緊急雇用対策だとか、そういうプロジェクトだとか、立ち上げて国からの助成だとかっていうことでしのいでいるんですが、この要するにプロジェクトだとか、こういう事業が終わった後の雇用対策についてもですね、今回、立ち上がった地域活性化協議会の中での、今2年9か月ですか、雇用していくんですが、国からの事業が終わったら、この方々は、どのような形で起業、勤めて、自分で自力で仕事を見つけるのか、今、できればこういう方々の受け皿というか、そういうものもできないのかなと、支援策がないのかということで、要するに企業化する人たちの、農協とは別にですね、農協の今のこととは別に、こういう団体ができればこういう支援だとかそういう補助をできるシステムをできないのかということもお聞きしたいのと、それと観光的な要素なんですけども、平取は本当に自然だとかそういうものが豊富で、いろんな活動をして、いろんなところから注目され、また平取町が自立して町政をしているということで、他の町村からも、いろんな形でどういうふうに行っているのということも聞かれますので、この雇用対策についてですね、新たなそういう支援対策をできるのかどうかちょっとお伺いしたいんですが。

副議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは、先ほどもご説明をいたしました実践型地域雇用創造事業、ここにおいて7人の就労が今現在確保されているところでございますけれども、その方々の今後の就労対策、これについてどのように考えるかということが第1点と、それから、第2点目といたしましては、そういう方々の受け皿となるような、組織化、これについての考え方があるかということ、さらには3点目は自立に向けた平取町の雇用創造の取り組みと、そういう点での考え方と、この3点と捉えてお答えしたいと思います。まず第1点目の事業が終了をした後の就業就労対策、これにつきましては、今年の7月より雇用をしております、2年9か月間ですね、雇用について町として国から受託を受けている内容でございますから、この間については就業ができるということはそれぞれ特別委員会等でご報告したとおりです。その後、この方々の就業についてどういうふうな対策措置が考えられるかということでございますけれども、当然ながら、この方々についてはこの2年9か月余りの間でですね、一定程度の能力をつけていただく。それを開発しながらですね、新たな就業先を独自に見つけていただくと、そういうことも一つの方法であると思っておりますけれども、一方で、2点目の受け皿組織、こういうことについての関連性もございますから、当然ながら、今後この2年9か月の間で、平取町地域活性化協議会において、様々な受け皿組織等についても検討することになっておりますことから、そういう受け皿組織の中で働くことも可能になってくると、このように考えているところでございます。只今2点目の受け皿組織についてもお話をしましたように、当然ながら、先ほどの町長の説明にありましたような、人口の減少対策をしていく上では働く場所の確保ということが重要になってくるわけでございますから、その働く場の確保、これは既存の事業者が事業を拡充する、あるいは新たな事業者が出てきて働く場を確保すると、このようなことが考えられるわけでございます。それらを当然ながらですね、支援していく、それらについてですね、具体的に、今後総合計画の中で、具体的に考えていくことになるのかなというふうに考えているところです。また、それらを通してですね、平取町が自立に向けた取り組みの雇用創造のあり方、というふうに考えていますので、3点のご質問に対するお答えとさせていただきます。

副議長

松原議員。

9番
松原議員

農業のからみで企業を起こしたりするんですが、この関係でアイヌ施策のほうで考えているんですけども、農業ということで、産業的な、産業課もかかわってくると思うんですが、その中でこれ産業課やなんかは関わりは持っているんですか。

副議長

産業課長。

産業課長

庁内の会議の中には私もはいて、一緒にやっている形になってます。なかなか農業関係、今の平取についてはトマトですとか、そういう施設野菜だとかそういう部分で確立されてる部分がございますので、なかなか都市ですとかそういうところから来て観光農園みたいな形でですね、現在ある農業のところになかなか入ってくというのは難しい状況になっておりますので、そういう部分で観光ができる、もぎ取り体験ができるハウスですとかそういう部分についてですね、貝澤課長から話ありましたとおり、そちらの方で整備したりしながら、対応していくということで、今後平取町の農業もですね、ずっとトマトっていうわけにもなかなか難しい状況だと思いますので、そういう部分も含めてですね、将来的にどういう可能性があるかということを検討しながらですね、対応していきたいというふうに考えております。

副議長

松原議員。

9番
松原議員

是非産業課も関わりながら、農業振興また起業についてですね、農業の関係についてはですね、これからまだまだ進めていきたいと思っております。次に進めていきたいと思っております。次にアイヌ文化振興についてですが、シシリムカ文化大学講座についても、今年も24年度、第1回が今月の9月24日に講座が開かれますが、昨年度、23年度は5回講座を開いてますが、これの実績がわかれば延べ人数が何人いて、参加者の中で町内と町外の数がわかれば、教えていただきたいのと、この講座はですね、アイヌ文化の学習講座、市民講座として大変期待されている事業でございます。それで、市民講座についてですね、公募の関係なんですけど、大学生だとか、アイヌ文化研究者の町外の方がおります。そういう方からちょっと言われたんですけど、もうちょっと勉強不足なんですけど、このインターネットで広く公募しているのかちょっと見てないという話も聞いたものですから、それでそこら辺のインターネットで公募しているのかどうかっていうのをお聞きしたいのですが。

副議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、それでは松原議員の2点目のアイヌ文化振興についての中での1点目は昨年度の実績、2点目は昨年開催したおりの公募方法のあり方と、この2点についてお答えをしていきたいと思っております。まず1点目の実績でございますけれども、シシリムカ文化大学につきましては、さきのシシリムカイオル文化大学、これの後継の学習講座として、平成23年度より実施しております。昨年度の実績につきましては、総勢約266名の参加となってきてございます。延べ5回の開催で266人の参加ということでございまして、その多くは町民の方々ということになってございます。ご存じのとおり、沙流川とその流域の豊かな自然環境、これは平取町のアイヌ文化を育みまして、多くの研究者が訪れ、育

ち、様々な成果が蓄積されてきていることは周知のことかと思えます。このような背景のもと、町民等がそれぞれの興味、関心、それぞれそれらの高い分野において、体系的、継続的に学習をしまして、その成果を生かし、文化の振興及び地域の振興に寄与できる、そのようなことを総合的に支援すること、また、アイヌ文化への理解の促進、普及啓発を図ることを目的といたしまして、シシリムカ文化大学を開講をしてきているところでございます。これらのことから、募集方法につきましては、現在、その対象を町民としているところでございまして、現在までは、週報を通じた周知ということになってきております。ただ北大にありますアイヌ文化先住民研究センター、ここの連携のもとで、サテライト講座というようなことも模索をしてきているところでございまして、今後はですね、議員ご指摘のような幅広い募集周知の方法、そのあり方などについてもですね、検討をしながら、できるだけ多くの方々に参加をしていただきつつ、アイヌ文化の理解の促進と普及啓発、これを図っていききたいとこのように考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

副議長

松原委員。

9番

松原議員

この講座についていろんな方と会いまして、地域でも当然こういう講座はもう少し広げて欲しいということも聞いておりますので、是非ですね、長い目でこれをやっていただきたいと思っております。また、これに関連しながらですね、アイヌ文化を活用したグリーンツーリズムという講座をですね、開講できないかということでご提案をしたいと思っております。平取町のアイヌ文化は、国内外においても、特に、先住民地域として高く評価されております。シシリムカ文化大学の学習講座、町民からも先ほど言いましたけども、期待しておりますが、このアイヌ文化の自然環境と調和をしながら伝統文化を守って今いろいろ計画、イオルだとかっていうことで、されておりますけども、東日本災害後、原発環境問題等が広がって、環境対策、食の安全、安心安全な環境と食料を求められています。平取町でも地域を活性化した環境、食文化、研究、実績、体験、伝承などは推進してありますが、このグリーンツーリズムですが、農水省が推奨している事業です。グリーンツーリズムとは都市との、ゆとりある余暇活動、子どもの貴重な体験、学習機会、農村の活性化、農業環境の保全が目的です。何年か前に、平取町に来ていただきました慶応義塾大学の大学院教授で林美香子先生を招いて、農村と都市とのグリーンツーリズムについて講演をいただきました。その中で、グリーンツーリズムは、地域が主体となって自然や文化、歴史、産業等あらゆる資源を生かすことによって、交流のビジネスであるツーリズムを進行することにより、活性化あふれる地域資源地域づくり、人材を育成することを目的にしている事業と説明してございました。この事業のカリキュラムの内容というのは、講義だとかその他学習面、体験に合わせた専門講師が取

り組み、実習、体験による受講料やここで研究、講義を受けて宿泊する地域への利用、そういう形で、いろんな形の収入が見込める事業で、長期の事業となると思います。こういう受講に対してですね、今、イオルのシシリムカ文化大学も作っておりますけども、そういうような形の、町長を中心としてやっているんですけども、そういうもの、大体同じような形で本当に体験型の受講ができ、受講する生徒から幾らかの受講料をもらってですね、受講すると。その中で、終了後は、大学から終了証書を発行したりですね、そういう形をとれる講座を開催してはどうか。これは、都市と、アイヌ文化の交流大学の講座新設に取り組めないかということ、町長にもお伺いいたします。

副議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは私の方から只今のご質問についてお答えをしたいと思います。初めにやりましたようにシシリムカ文化大学、これについては大変高い評価をいただきましたこと、心よりお礼を申し上げたいと思います。さらにこのシシリムカ文化大学にグリーンツーリズムの視点を取り入れた講座の開講、このようなことができないかというご質問の趣旨かというふうに考えますので、そのことについて私の方からお答えをしたいと思います。まずグリーンツーリズムにつきましては、議員がおっしゃったような趣旨で開催される講座ということとして、理解できるものと考えておりますが、先にも申し上げましたようにシシリムカ文化大学、これにおきましてはですね、将来を見据えて、北大のサテライト講座、こういうような位置づけでもですね、模索をしていると、こういうことでございますし、現在平取町ではイオル再生事業が進められてきておりまして、平取地域の機能といたしましては、アイヌ以外の人々の概括的な普及啓発、これにとどまらないより専門的・高度な活動拠点として、アイヌ文化の継承者の育成を図ることとされているところでございます。したがって、これらを見据えたですね、講座の持ち方を将来にわたって行っていきたいと考えているところでございまして、只今議員がおっしゃったような、アイヌの人々の持っている自然との共生、これに根ざした自然観、あるいはその精神を学ぶ場とすることはですね、十分に可能であると考えているところでございますけれども、ただ、今の考えに示されたグリーンツーリズム、これにつきましてはですね、このシシリムカ文化大学の講座としては、なじまないものではないかというように考えているところでございます。ただ、先ほどご質問の中に1点目にありました交流産業の振興のなかでご説明をいたしました、実践型地域雇用創造事業、この中においてはですね、地域資源を生かした交流産業の推進、これに関わる研修会ですとか、あるいはその講座、学習会、そういうようなものをですね、開催することを計画しているところでございますので、議員のおっしゃるようなですね、グリーンツーリズムを視野に入れたものが開講できる可能性がありますので、そういうような、他の事業の中で取り組むことが可能であれ

ば、そちらの方で取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願ひします。

副議長

町長。

町長

私の方から追加で答弁を申し上げますが、将来のアイヌ文化伝承に向けての専門的な大学というか、そういったものを目指さないかというお話しでございましたけれども、現在イオルの再生事業につきましては、平取町の特性を生かして、平取らしいアイヌ文化の振興に力を入れているところでありますし、またアイヌ文化の伝統工芸品、お盆だとかアツシ織についても現在国の指定を受けるべく取り組んでいるところでございまして、指定を受けるとですね、平取町の伝統工芸としての価値が出てまいりますし、伝統工芸家の育成もしていくこととなります。また、アイヌ語教室も地域に根差してですね、そういった人材育成に取り組んでいるところでございますので、いろんな様々な活動を通じながら、今後粘り強く実績を積んでいくことによってそういった平取町での役割分担というかそういうような形の中で、教育施設的な可能性も出てくるのかなというふうに考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。

副議長

松原議員。

9番

松原議員

是非ですね、このグリーンツーリズムがですねこの自然の環境を生かした形の講座を中心としてまして、産業の一つと位置づけることもできるんですね。これを結局全国的に、こういう形への取組みをします、アイヌ文化もシシリムカ大学も同じ、そういう形で発信すれば、いろんな形でいろんなところから、たくさんの人たち、平取町に受講なり、来てもらえる可能性を持ったいろんな事業をできるのではないかと考えておりまして、実は4月にですね、いつも山菜だとかということで、地域でいろんな活動していますけども、他のところから来たときに案内をできる方がいないということもありましてですね、そういう方も実習とか体験だとかっていう形のもとで何かこう、プラスにできるような、地域に密着できるような、他のところから来ても、すぐ自然に対してですね説明のできるような対策がとれば、一つの事業としてですね、考えていただきたいと思っております。以上、これからの事業についてですね、一つずつ、起業、農業対策を中心としながら、できるだけですね雇用の場を積極的に推し進めていただくような、施策を対策をとっていただきたいと思っております。

副議長

答弁は。町長。

町長

それでは最後にご答弁申し上げますが、前段申し上げましたように地域活性化

協議会では、様々な今後の将来展望について協議を進めているところでございます。先ほど申しましたように、地域資源の加工施設の整備事業の一環として、トマトジュース工場の通年稼働の関係、あるいは観光農園、あるいは直売所の整備等々ですね、またバイオマスの施設の整備等いろんな形で、様々なことを検討してございますので、そういったものを、これからも活性化の中で実現性の高い、また支援体制としてはですね、国の補助制度等を活用しながら整備することで、一定の方向出しておりますので、今後さらに、だれがどこで、どのような方法でいつの時期に実施していくかについてはですね、重層的に検討を加えた後、急ぐものから総合計画審議会の方で協議しながら、さらには町議会とも協議しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長

松原議員の質問を終了します。6番松澤議員を指名します。松澤議員。

6番
松澤議員

6番松澤です。本日は、先に通告してありました住環境の整備について、ファイリングシステムの導入について、職員研修のあり方についての3問質問させていただきます。まず初めに、住環境整備について伺います。町は、移住定住を促進させるために、様々な取り組みを行っていますが、今平取町は住宅を他町に求める現状でございます。公営住宅は基本的に低所得者のための住宅と位置づけとなっておりますが、住宅が少ないために、単身者をはじめとして借りたいと希望する人は少なくないです。しかし、入居を希望しても所得の制限で入居できなかったり、入居後の所得増に伴い、高額な家賃となる場合もあり、引っ越しを余儀なくされるケースもあります。民間のアパート等も入居者が順番待ちをしているとも聞いております。移住定住、若い世代向けの町独自の取り組みが必要だと考えます。以前、旦那さんの職場が変わったが、子育ての環境がいい町なので、単身赴任してもらいましたっていう話を聞きました。その方はたまたま親御さんがいましたので、同居していますが、平取町が目指すこの町に住んでよかったという施策が成功した出来事だと思います。これから先、そのような考えの人が増えても住むところはと思うと不安です。さあどうぞいらっしゃい。で、住むところはここですか。となる可能性もありますよね。自然は好きだけど、水洗トイレじゃなきゃ嫌だっていう人、ちょっと狭くてもちょっと小奇麗なところに住みたい若者がいるはずですよ。私にも年に何人もの方に平取町に住宅がないか、よく聞かれます。公営住宅以外の賃貸住宅、アパート等、町が経営することは難しいことと思ひますので、民間アパートを建設運営する事業者に対し助成をしていく事業はどうでしょうか。他町にはそれぞれ独自の取り組みが見られます。町内にアパート経営する方へ、建設費を助成する方法をとっている自治体が多数あります。いろいろありますが、猿払村などは、施工業者の助成金額は、猿払村内の業者に対しては工事費の35%を助成する、村のほかの業者でしたら25%助成する。ただし、350万円を上限と

いう方法をとってみたり、あと、いろいろその町々によってちょっと違いますけども、平米あたりいくらとかっていう方法もございます。それぞれの町でとっている施策で共通してることは、やはり自分の町の業者の人に対するのと、よそから来る業者に対しての補助金の金額がちょっと差別化してるっていうことにあると思います。それと、石狩市の目的っていうところをちょっと、お読みしますけども、民間賃貸アパートを建設運営する事業者を募集し、同区の住宅環境を整備することにより、これは、浜益ですね、区内の定住促進と労働力の確保を図るとともに、民間の事業機会を創出し、地域の活性化に寄与すること目的とした事業ですっていうことになっておりまして、要するにそういうことで、ただアパートを建設するためだけじゃなく、その活性化にもつながるということを目的としてやっているようです。住環境整備の方法として、助成金を出し民間にアパートを運営してもらったり、P F I 事業を行ったりという方法もありますが、P F I の対象施設の広域的施設の中に公営住宅も入っているので、可能と考えられます。町独自の取り組みとして、所得制限のない住宅、コストの安い二階建て公営住宅など、このことは、他の議員も質問していることを聞いた記憶がございます。いろんな方法を模索しながら、平取町の住環境を整える努力をすべきと考えますが、伺います。

副議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

今のご質問にお答えしたいと思います。移住定住施策に関連した住宅対策、住環境の整備という趣旨のご質問というふうに考えてございまして、移住定住施策に関連した最近の住宅対策等につきましては、ふるさと親子留学における住宅の確保ですとか、新規就農者向けの住宅の建設、又は今年事業を開始しております分譲住宅地等の格安分譲等があげられるというふうに考えてございます。ご質問にあったとおり、平取町への転入者、移住希望者等が公営住宅への入居を希望する場合は結構ありまして、年を通してですね、4月の異動が多い時期などは入居者が殺到するというような傾向もあるという状況でございます。ただ公営住宅への入居を希望する家族、もしくは単身者はですね、質問にもあったとおり、所得の要件がございまして、これは特高賃住宅、いわゆる所得制限のない住宅以外の入居にはですね、なかなか入居ができないというような場合が多くて、切実な場合等ですね、職員住宅及び教員住宅への条件つきでの入居も認めているといったケースもでてきている実態がございます。やむなく職場が平取町であってもですね、町外にアパートを借りて、そこから通勤するといった例も聞いているところでございます。移住定住促進住宅としての住宅の確保というところで、住宅の確保及び住環境の整備はこの施策を進める上で非常に大きな主たる条件整備の一つというふうにとらえることができると思っておりまして、さらに公営住宅の建設建替えと並行して、平取町単独での住宅確保対策事業が必須の条件となるなというふうにご覧でございます。ご質

問にあったとおりですね、こういった住宅の確保を民間にゆだねることも非常に大きな視点となるというふうに考えてございまして、ただそういったその民間が建設する場合の建設費用の負担が、それが回収できるかどうかのリスクがですね、常に伴うという観点から、地元の関係業者が賃貸住宅の経営に踏み込むことは非常に難しい場合が多いのかなというふうに考えてございまして、ご質問の通り建設費用の一部を町が負担することで住宅不足が解消する可能性が大きいと判断できればですね、いろいろ他町村の例もありましたけれども、そういった先進事例も参考にしながら、その制度化について平取町でも検討したいというふうに考えてございます。それで、いずれにしても移住定住対策のこれからの全体像といいましようか、そういうものをまた改めて描き、検討しながらですね、住宅に対するそういった方々のニーズ及び量、質、それからどのぐらいの規模、内容のものが必要なのかといったこと、それから民間経営もしくは平取町の直営の経営がいいのかといったようなコスト的な比較もですね、行いながら、制度としての方向性を検討したいと考えてございます。さらに公営住宅のPFIの利用というようなこともございましたけれども、この辺もですね、やはり公営住宅を建設する上で一つの財源的な手段として検討すべきことかなというふうにも考えてございますし、それから二階建てによるコストの縮減ですとか、それから例えば、住む条件としてですね、若い家族と、高齢者が一緒に住んで、住宅内でのコミュニティを図っていただくとかですね、いろいろ条件を付しながら、公営住宅及びこういった民間の活力も活用させていただきながら、住環境の整備を図りたいと考えています。以上です。

副議長

松澤議員。

6番

松澤議員

ありがとうございます。次にファイリングシステムの導入について伺います。平取町自治基本条例が策定されてから4年がたちましたが、その中で第6条の情報を共有する制度の2項、町が保有する情報を統一した基準により保存とありますが、解説文に文書管理規程による管理とファイリングシステム等の運用を想定と記されています。このことにより、当時からファイリングシステムの必要性を理解していたためと思われまます。私がいろいろ事例など調べている中で、文書の私物化という言葉がよく出てきましたが、その意味は、自分の物にしてしまうのかというふうな感じで最初読んだのですが、深く読んでいくうえでですね、その意味は、担当者しかわからない文書の保管方法ということでした。ファイリングシステムとは文書を共有スペースに保管し、不必要な文章を適切に廃棄することにより、文書の私物化を防ぎ、組織的に徹底する文書管理、経済的変化のみならず、組織的な文書管理制度の改革を意味するとあります。例を出しますと、町民からの問い合わせに、例えばすいません担当者がいないので明日電話させていただきます。等と、文書の場所がわからず対応不能、場所が分かったとしても内容によっては対応できないこともあるかもしれませ

んが、町民からすれば、みな役場の人は同じでわかりませんと言われることは納得のいかないこともあるようです。導入した自治体のある管理職の方は、職員に休みを取らせている間は書類のありかがわからず、回答を待ってもらうことが多かったが、今は何の心配もなく仕事が効率的になり楽になったと実感してるってということもおっしゃってる方もいます。4月の異動時期等新しい部署に慣れない中、システムが統一された文書管理により、以前の書類を探す大変さからも解放されるのではないのでしょうか。将来的には、電子ファイルシステムの導入というときが来ると思いますが、今はコストも時間もかからないファイリングシステムを進めていくべきと考えます。通常業務をしながらの文書管理はとても大変なことです。行政事務の効率化、情報の課内共有化が図れる、町民からの情報公開請求に対して、担当者以外の職員でも目的の文章を適切かつ迅速に探しだせるなど、町民職員両方にとってもメリットのあるシステムなので、進めていくべきと考えますが、導入時期はいつごろと考えているのか伺います。

副議長

総務課長。

総務課長

それでは松澤議員のご質問にお答えしたいと思います。まずファイリングシステムとはどういうものかということですが、今、松澤議員ご説明されたとおり、現在の文書保管方法につきましては、文書事務に基づきましてファイルなどに編纂し、保管している状況でございます。それをファイリングシステムにするとですね、作成、收受された文書をまず事業ごとに大分類をし、さらにその事業ごとに大分類された文書を中分類、小分類の3階層に分類をして、すべてフォルダーに収め、キャビネットに保管整理をするということとなるようであります。そういうことで廃棄するまでの文書の流れを記録する一覧表を作成して、どのキャビネットに収納されているのか、またどの保管箱に収納されているか、すぐわかるようにすることになるようでございます。キャビネットでの保管期間につきましては当該年度と、前年度分の2か年分の文書を各課ごとを単位として、執務室内での保管となるようでございます。2年間分以外の文書についてはすべて、倉庫での保管ということとなるようであります。ファイリングシステムの導入メリットの効果としてはですね、1番言われてるのは職員意識の向上、統一ルールにのっとっての文書管理を行うため、職員の文書管理に関する意識の向上が図られると言われております。また、公の財産であります文書を適正な管理の必要性について理解をされるということでもあります。それと、執務環境の改善、すべて文書につきましてはキャビネットで保管ということになりますので、事務室の見通しが良くなって明るく開放的になるということでもあります。そして3点目として、検索効率の向上ということで、今まで文書の検索に時間を要していたのが格段に早くなると言われております。ただ、それでファイリングシステムでの課題問題点ということでもございま

す。俗に言われているのは、導入経費が高額と言われているようでございます。北海道で先進地でありますニセコ町では、平成17年までの6か年事業として取り組んでいるようでございます。導入までに2年ほどの庁内協議を経ての導入となったようでございます。この6年間での総事業費につきましては約3400万ほど、掛かっているようであります。この3400万の分につきましては、キャビネットの購入、消耗品、コンサルタントへの委託というようなことであるようであります。それと、ファイリングシステムが定着するまでの期間の目安は10年とされているようであります。ファイリングシステムにつきましては進化しているということで、変更点なりそういうものをですね、職員が職員を指導するには限界があるということで、そのためにはコンサルタントの指導点検が必要不可欠と言われているようであります。その中でニセコ町に電話での照会で確認をいたしましたところですね、問題点としては統一ルールでの書類管理をすることとなるが、職員には浸透してない状況にあると、壊れたときの対応が難しいということでありまして、そのほかの市町村におきましては、職員によって保存すべき文書の基準が違う問題があるということ、歴史的文書の保管方法など、そういうものによって選別が個人的にできないというような問題も、あるようであります。このようなことが今のファイリングシステムの概要と問題点、課題ということでございます。只今ご説明いたしましたように、ファイリングシステムの導入の関係でございますが、現段階につきましてはどういふものかということについてはまだ、調査等についてもしておりません。今回のある状況での先進地でのニセコ町さんでの導入の経費等を紹介させていただいたということでございます。これらを聞きますと、導入経費の問題、そして文書保管場所の問題などがございまして、まず、先進地の調査研究をさせていただき、その後庁内協議をですね、させていただきたいと思っておりますので、今の段階でのいつ頃導入かということについては、その先進地の調査研究後にですね、検討していきたいと思っておりますので、よろしくご理解を願いたいと思っております。

副議長

松澤議員。

6番
松澤議員

かなりマイナス面ばかりでちょっと耳についたんですけども、もしやることになればですね、先ほど総務課長おっしゃいましたけども、外部指導の方が、職員が職員を指導するのは限界があるため、その方がすんなり受け入れられるっていうことでもあります。それはなぜかというとお金もかかりますが、それこそ先ほどおっしゃいましたようにキャビネットとか購入するのに結構なお金がかかりますので、そのことに対しての失敗を避けるためにも、その慣れた方が教えていただくっていうことがとても効果的だっということにもあるそうです。あと先進町のお話を聞くというよりも、外部指導のプロのコンサルタントの方のほうが、いろんな町の逆にその事例わかっていらっしゃいますので、そ

の方が失敗も成功も分かっている中での指導っていうのは、なかなか効果的じゃないかなっていうふうに思っております。先ほど申しましたけども自治基本条例の中の情報を共有する制度の2項の中の、町が保有する情報を統一した基準により保存するという事の中での解説の中で、ファイリングシステムのことを書かれてありましたけども、それらのファイリングシステムをなさらない場合、このことに関する事による改善策といいますか、ほかのことを考えていらっしゃるのかちょっとお聞きしたいと思っております。

副議長

総務課長。

総務課長

ファイリングシステムを導入しない場合の改善策ということではありますが、この文書事務の関係につきましては、平取町役場処務規程というのがございます。その中での、平成19年12月26日訓令第11号ということではしておりますがその後、4回の改正を重ねながらですね、事務分掌の見直し等々をやっておりますので、さらにこの文書事務の見直しなり、そういうものが適正にできるかをですね、これについても検討させていただきたいと思っております。ファイリングシステムの関係につきましてはですね、コンサルタントが一番良く知っているというのはそのとおりだと思います。まず先進地でのニセコ町さん、道内で近くでございますので、ファイリングシステムがどんなものを先に勉強させていただきたいということも考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思っております。

副議長

松澤議員。

6番

松澤議員

次に、職員研修のあり方について伺います。地方公務員法は、職員研修について職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定しています。これによれば目的は、勤務能力の発揮及び増進にあり、目指すは能率であったのです。が、地域主権改革により、自治体職員には今まで以上に自主性と自立性が求められております。様々な知識が必要となってくるため、これからは自治の担い手の一員であることを念頭において研修を行っていくことが大事だと思います。研修予算に多額の予算を投じているニセコ町を例にしますと、研修所派遣研修、自主研修合わせて延べ人数51名のうち20名が本州での研修です。年度始めに予定を立てて職場内で研修に参加する体制を整えているそうです。全国からいろんな自治体職員が集まる中、ほかの自治体との意見交換、情報収集をすることもメリットになり、毎年行われているようです。平取町も職員研修を行っていますが、今までと違う環境ということになってきていますので、そのことを踏まえて職員研修行っていったらいかかかなと思っております。内容と行き先、その研修に出向いて行きやすい職場の環境整備等を検討し、職員の成長が平取町の財産になるとい

う考えで、職員研修を行っていくことが結果、平取町の未来のためになると思います。自主研修に手を挙げてくれる職員がふえることが望ましいのですが、なかなかそのような現状にはないと思います。しかし一人ひとりの意識の向上、専門的な知識、広い範囲の情報交換の場としても、職員研修は重要なことと思われませんが、平取町ではどう考えているか伺います。

副議長

総務課長。

総務課長

それでは、職員研修のあり方についてということでお答えをさせていただきたいと思います。現在市町村におきましては、地域のニーズを政策として具現化、具体化し、透明、公正、効率的な行政運営により町民の信託にこたえていかなければならないとされておりまして。また行政を担う職員においてはですね、その使命を強く自覚して職責を果たすとともに、時代の変化を的確に受けとめ、積極的な自己変革と主体的な能力開発を進めることが求められております。市町村をめぐる行政環境の変化に対応し、積極的に問題解決に取り組むことができる職員の養成と公務員としての自覚、意識を持ち、町民の信託にこたえる職員を育成するために多様な研修機会を提供する必要があるものと考えております。現在平取町におきましては、日高町村会が主催しております採用時に行われる職員基礎研修、2年目の初級、4年目中級研修への派遣とですね、北海道市長会、町村会、北海道等で組織しております北海道市町村職員研修センターへの職階別に行われている研修への派遣を行っております。これからも、引き続き職員の資質向上と能力開発を図るべく職員の派遣につきましてはしていきたいと考えております。

副議長

松澤議員。

6番
松澤議員

私いろいろ調べている中で、町村職員の研修に関する一考察という資料があるのですが、その中に、時代の要請としての地方分権をその受け皿となる各自治体で実りあるものにするには、自治体政府を実質的に担う職員集団の力量の強化、人材の育成が極めて大きな課題とされることが、今や地方自治関係者の共通認識となっているとあります。町の規模も、財政的にも平取町より下という言葉は失礼だと思うのですが、そういうニセコ町なんです、職員研修の予算が平取町よりはるかに多く使われております。私がなぜこのような質問したかったかと申しますと、数年前に逢坂さんという方がですね、ニセコ町の町長だった方が平取町に講演にいらした中で、自分が町長になった時に、職員の研修費を3倍から4倍に増やしましたっていうことを聞きまして、皆さんいろんな経費を削っている中で、そのことをちょっと話されたんで、私ドキッとしまして、私いろんな講習とか講演に行くのですが、ほとんど覚えてなくて、この方のこの言葉だけが頭の中に入りまして、それで、どういうふうな考え方をもっ

てそういうふうになっているのかなと常々思っておりました。その方いろんな講演会に出てらして、いろんなどこで同じことを話されているんですが、要するにこの方は町を動かすのは、やはり町職員ということで、町職員がレベルアップするとその町はやっぱり最終的には、いい町といいますか、その原動力は職員の頑張りっていう考え方でやっていたようです。それで最初はやっぱり議員の方にも反対されましたけど、後には認めていただいたいということで終わっておりました。そのことを見て、職員と町長の信頼関係と言いますか、私初めて見ましたけど、その話を聞いてなんとなく親近感を覚えました。町長も、平取町長も2期目の今、船に例えますと航海に出発したところでありますけども、当然その乗組員の中には今まで一緒にやってきた方、新しい新人の方、いろいろいらっしゃると思うんですけども、その中でも忙しくて新人の方に物を教えられない時とか、それで何かがあって、すんなりいなくて、違う港でその人を降ろさなければならぬような場合もあると思うんですが、その中で、職員に対する思いといいますか、人を育てる意味での研修っていうのも必要だと思うんですが、職員研修の考え方を含めて、町長にそのことをちょっとお伺いしたいなと思うんですけどもお答え願いますでしょうか。

副議長

町長。

町長

町づくりは人づくりというようなことですね、本当に研修を通じながら、人づくりをするということは大変大事なことだというふうに思っておりますし、また私もやはりまず百聞は一見にしかずでですね、いろんな目的をもって視察することは大いにどんどん行って、勉強していただきたいということでハッパをかけてございますので、これまでもいろんな町村会の研修あるいは職員研修センターでの研修等、計画的に行っておりますけれども、さらに全体の奉仕者としてのモチベーションを上げるための研修をこれから積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

副議長

松澤議員の質問は終了します。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了しましたので、日程第6、一般質問を終了します。

日程第7、報告第2号、日程第8、報告第3号、日程第9、報告第4号の請願審査の結果報告について、以上3件を一括して議題とします。常任委員会委員長からの審査報告についてはお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。

日程第7、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7報告第2号請願審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

日程第8、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、報告第3号請願審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

日程第9、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、報告第4号請願審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さんご苦勞様でした。

(散 会 午後 3時43分)